令和８年第１回定例会（６月議会）

農林水産委員会（分科会）会議の概要

書記　佐藤　文也　録

招集年月日時　令和８年６月９日（火曜日）
予算特別委員会終了後
招 集 場 所　議事堂　農林水産委員会室

本定例会（６月議会）における案件（委員会）

１　議案第１４４号
令和８年度林道事業に要する経費の一部負担の変更について

２　請願第２９号
「あきたこまち」と「あきたこまちＲ」の明確な分別表記および消費者の選択権確保について

３　陳情第１－２号
熊の無差別駆除の即時停止および共生政策の実施について

４　付託案件以外の所管事項

本定例会（６月議会）における案件（分科会）

１　議案第１２９号
令和８年度秋田県一般会計補正予算（第１号）（農林水産部の関係部門）

令和８年６月９日（火曜日）

本日の会議案件

１　会議録署名員の指名
２　審査日程
３　議案第１４４号
令和８年度林道事業に要する経費の一部負担の変更について　（趣旨説明）

本日の出席状況

出席委員

委員長	小野一彦
副委員長	三浦茂人
委員	川口一
委員	佐々木雄太
委員	川邉隼之介
委員	櫻田憂子
委員	佐藤光子

書記

議会事務局議事調査課　佐藤文也

議会事務局議事調査課　堀越道十

農林水産部農林政策課　齊藤覚郎

会議の概要

午前１０時５２分　開議

出席委員

委員長	小野一彦
副委員長	三浦茂人
委員	川口一
委員	佐々木雄太
委員	川邉隼之介
委員	櫻田憂子
委員	佐藤光子

説明者

農林水産部長	藤村幸司朗
農林水産部森林技監	永井壯茂
農林水産部次長	飯澤主貴
農林水産部次長	大石勝
農林水産部次長	伊藤恒徳
農林水産部参事（兼）林業木材産業課長	永井秀樹
農林政策課長	小野寺平崇

委員長
ただいまから、本日の委員会を開きます。
初めに、新任の委員会担当書記を紹介します。
議会事務局議事調査課、佐藤文也書記、同じく議事調査課、堀越道十書記、併任書記、農林政策課、齊藤覚郎書記、以上であります。
次に、会議録署名員を指名します。
第１回定例会６月議会を通しての会議録署名員には、川口委員、櫻田委員を指名します。
次に、定期人事異動に伴い、執行部説明者に変更がありましたので、新任説明者の紹介をお願いします。

農林水産部長
【新任の説明者を紹介】

委員長
次に、委員会の審査日程についてお諮りします。
審査日程案及び付託議案一覧表を御覧ください。
審査日程案について、御意見等ありませんか。
【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長
審査日程は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。
【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。

よって、審査日程は、原案のとおりとすることに決定されました。

なお、審査の進捗状況によっては、審査日程からずれることがありますので、あらかじめ御承知おきください。

次に、付託議案に関する部局長説明を行います。

議案第１４４号を議題とします。

関係部長の説明を求めます。

農林水産部長

【部局関係説明書により説明】

委員長

以上で、説明は終了しました。

本日はこれをもって散会し、６月１８日木曜日、午前１０時３０分から委員会及び分科会を開きます。

散会します。

午前１０時５７分　散会

令和８年６月１８日（木曜日）

本日の会議案件

１　分科会会議録署名員の指名

２　議案第１２９号

令和８年度秋田県一般会計補正予算（第１号）（農林水産部の関係部門）　（趣旨説明・質疑）

３　議案第１４４号

令和８年度林道事業に要する経費の一部負担の変更について　（趣旨説明・質疑）

４　請願第２９号

「あきたこまち」と「あきたこまちＲ」の明確な分別表記および消費者の選択権確保について　（現況説明・質疑）

５　陳情第１－２号

熊の無差別駆除の即時停止および共生政策の実施について　（質疑）

本日の出席状況

出席委員（分科員）

委員長（会長）	小野	一彦
副委員長（副会長）	三浦	茂人
委員（分科員）	川口	一
委員（分科員）	佐々木	雄太
委員（分科員）	川邉	隼之介
委員（分科員）	櫻田	憂子
委員（分科員）	佐藤	光子

書記

議会事務局議事調査課	佐藤 文也
議会事務局議事調査課	堀越 道十
農林水産部農林政策課	齊藤 覚郎

会 議 の 概 要

午前１０時２７分　開議

出席委員（分科員）

委員長（会長）	小野	一彦
副委員長（副会長）	三浦	茂人
委員（分科員）	川口	一
委員（分科員）	佐々木	雄太
委員（分科員）	川邉	隼之介
委員（分科員）	櫻田	憂子
委員（分科員）	佐藤	光子

説明者

農林水産部長	藤村 幸司朗
農林水産部森林技監	永井 壯茂
農林水産部次長	飯澤 主貴
農林水産部次長	大石 勝
農林水産部次長	伊藤 恒徳
農林水産部参事（兼）林業木材産業課長	永井 秀樹
農林政策課長	小野寺 平崇
農業経済課長	藤原 浩二
農業経済課販売戦略室長	窪田 真理
農山村振興課長	石井 幸樹
水田総合利用課長	坂下 豪
園芸振興課長	石澤 浩樹
畜産振興課長	藤田 歩
農地整備課長	小倉 健一郎
水産漁港課長	三浦 信昭
森林資源造成課長	虻川 寛明
森林環境保全課長	小野 圭
森林環境保全課全国育樹祭推進室長	今川 順

委員長（会長）

ただいまから、本日の委員会及び予算特別委員会農林水産分科会を開きます。

初めに、分科会会議録署名員を指名します。

第１回定例会６月議会を通しての分科会会議録署名員には、川口分科員、櫻田分科員を指名します。

委員長（会長）

次に、定期人事異動に伴い、執行部説明者に変更がありましたので、新任説明者の紹介をお願いします。

農林水産部長

【新任の説明者を紹介】

委員長（会長）

次に、農林水産部関係の議案に関する審査を行います。

議案第１４４号を議題とします。

また、分科会では、議案第１２９号のうち、農林水産部に関係する部門の審査を行います。

関係課室長の説明を求めます。

農林政策課長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

農業経済課販売戦略室長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

水田総合利用課長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

園芸振興課長

【補正予算内容説明書により説明】

畜産振興課長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

水産漁港課長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

農林水産部参事（兼）林業木材産業課長

【補正予算内容説明書により説明】

森林環境保全課長

【議案〔14〕、補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

質疑を行う前に委員の皆様に申し上げます。先般開催されました正副委員長会議において、次の点に留意し、委員会審査に臨むこととしましたので、委員の皆様に共有させていただきます。

まず、議案審査においては、所管事項と混同した質疑とならぬよう、適切な範囲で質疑を行うこと。また、質疑を行う際は、持論の展開や主義主張については簡潔にまとめ、論点の分散を避け、円滑な質疑応答を行うことであります。

昨年から常任委員会審査はインターネットでのライブ配信が開始され、県民の皆様が審査の様子を目にする機会が増えております。県民の皆様により分かりやすい透明性の高い議論とするため、委員の皆様にはこれらの点に留意され、円滑かつ効率的に審査が進みますよう御協力をお願いいたします。

また、執行部の皆様には、簡潔かつ的確な御答弁をいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。質疑は各課室一括して行います。

佐藤光子委員（分科員）

経営体育成支援事業について、何点かお聞きします。

初めに助成対象について、資料には１６市町村、７８経営体と記載がありますが、支援対象となる農業者の規模や要件など、大小かかわらず広く活用できるものであるか。また、基盤となる水稲用の農業機械の導入についても対象となるのか、併せてお聞かせください。

農林政策課長

本事業の対象者は、農業法人や認定農業者、個別経営体など、１０年後の地域を誰がどう耕作していくかを明確化した地域計画に位置づけられた農業者が対象となっており、地域の農地を引き受けて規模拡大に取り組む農業者が対象となっています。対象者の規模感は、令和７年度、法人と個別を含めると認定農業者が約７，５００の経営体があります。そのほか、地域計画には市町村が認定する水準に到達している農業者が１，５００経営体ぐらいあります。加えて任意の集落営農も、規約などを作れば対象となるため、県内で合わせて１万経営体弱が事業対象になると思っています。

それから、水稲の機械も支援対象となっており、このたびの対象者の多くはトラクターや田植機、コンバインなどの水稲機械を導入する予定となっています。

なお、これまで水稲の機械導入は、なかなか国のハードルが高いところもありましたが、本事業は予算規模が大きいこともあり、比較的採択されやすい状況になっています。

佐藤光子委員（分科員）

予算規模が大きく、これまでよりも拡大されたものであると説明いただきました。それには、様々な理由があると思いますが、今回これだけ大きな支援事業を実施することとなった背景、経緯などを教えていただきたいと思います。

農林政策課長

予算規模が大きくなった理由として、国では令和７年度から農業構造転換集中対策期間として、担い手不足が激しい中で農業の構造改革を進めていく、この５年間は予算的にも集中的に進めていくこととしております。本事業もその中の主要事業として位置づけられており、このたびの補正予算で大幅に予算が拡充されたことから、今回の６月補正で予算を計上したところです。

佐藤光子委員（分科員）

５年間との話もありましたが、今後の継続についてもう少しお聞かせください。

地元を回っていると、年々高騰する機械への補助を望む声もたくさん頂いており、こうした事業を実施していただくことは大変ありがたいと思っています。機械の導入は単年度で終わっていくものではないと思いますが、今後、継続してもらえるのか。国と連携をとりながら、どのような形で進めていくのかお聞かせください。

農林政策課長

本事業は国庫補助事業であるため、ここではっきり申し上げることはできませんが、まずは５年間、集中対策で構造改革を進めていくと。担い手不足で、まずは体力を付けていくという国の方針となっております。担い手への機械の導入や大区画化補助、または共同利用施設の整備などを５年間で実施していく方向であるため、まずは５年間、この事業を活用して、地域で頑張っていく農業者を支援していきたいと考えています。

佐藤光子委員（分科員）

いずれにせよ、農業者にとってはとてもありがたい事業であるため、しっかりと農業者に伝わるＰＲや広報を心がけていただきたいと思いますが、市町村と連携しながら、広報の在り方、伝わる方法をど

のようにしていくか、お聞かせください。

農林政策課長

事業実施主体である市町村には、国や県の事業説明会等を通じて周知しており、機械の要望についても、きめ細かに市町村に聞き取りしている状況です。農業者へさらに事業が浸透するよう、市町村やＪＡを通じて情報提供していきたいと考えているほか、市町村によってはホームページで事業を掲載しているところもあるため、市町村等の広報などを通じて、より多くの農業者がこの事業を活用できるよう取り組んでまいりたいと考えています。

櫻田憂子委員（分科員）

今、話があった５年間は、今後の５年間でよろしいですか。

農林政策課長

国の構造転換集中対策期間は、令和７年から令和１１年の５か年と定めております。

櫻田憂子委員（分科員）

資料では、令和３年度からの事業年度となっており、令和７年度からさらに規模感が大きくなっていくということだと思いますが、既に過去５年間が経過しています。今の段階で約１万経営体ほどある状況で、補助により購入できているところは、どのぐらいあるのですか。

農林政策課長

機械の助成を行う事業は、令和３年からとなっていますが、国の補助も、多くない状況です。直近では、令和７年は１６地区、事業費で１億円弱となっております。今回は４億円です。令和６年は４，０００万円ぐらいの補助であり、当時の予算規模からしても導入された率は少ないですが、令和７年からは国で大きな予算措置をしているため、しっかりと周知してまいりたいと考えています。

（※５ページで発言訂正あり）

川邉隼之介委員（分科員）

今、事業の狙いとして体力を付けるとの話、そして櫻田委員からも少し話がありましたが、それを受けて周知をしていくとのことでした。この話題から少し離れますが、予算としては２．５億円とかなり大きいですが、恐らく我が県の全ての法人をカバーできるほどの規模ではないと思います。これはスマート農機に限らない話ですが、高性能林業機械などでは事例がありますが、経済産業省が所管するものづくり補助金と中小企業省力化投資補助金でも、農業で大規模化をする場合の省力化の施設やスマート農機も支援対象になっています。よって、先ほど話のあったＪＡや現場の方々に周知をしていく際には、この事業の周知と併せて、恐らく中小企業連合会が担当はしていると思いますが、連合会と連携して、経済産業省が所管する補助金も一緒に現場に使ってもらえるよう説明していく体制を作ってはいかがですか。

農林政策課長

先ほど、この事業の規模を４億円と発言しましたが、今回の補正額は２億５，０００万円であり、当初では１億６，０００万円ほどを計上しているため、全体で４億円となります。発言を訂正します。

川邉委員からの質問について、農業分野でも経済産業省のものづくり補助金や省力化投資補助金の利用が可能であるとのことですが、スマート農業機械の導入に関しては、採択となる要件も結構厳しいとの話もあります。そのノウハウを持っている認定支援機関の県中小企業団体中央会とは、この前も一緒に話をしましたが、しっかりと連携しながら、スマート技術の普及に向けて、活用に向けた取組を図ってまいりたいと考えています。

（※５ページの発言を訂正）

委員長（会長）

ほかに、この事業に関連の質問ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

ほかにありませんか。

櫻田憂子委員（分科員）

ＡＫＩＴＡグローバルリーチ戦略展開事業について質問します。

これは、知事会が企画するイベントに秋田からも参加するものだと思いますが、農林水産部だけが参加するのですか。

農業経済課販売戦略室長

今回、知事会のイベントになりますが、県からは農林水産部と観光文化スポーツ部の加工品の関係部署も渡米することになっております。

櫻田憂子委員（分科員）

私がお願いしたいのは、日本酒と合うおつまみ系の秋田の食などをセットで販売していくことが非常にいいと思っており、そうした意味でほかの部のことを聞いたのですが、全体的にはどのぐらいの規模の御一行になるのですか。

農業経済課販売戦略室長

日本酒と合うものに関しては、今回出展する４者のうち秋田県加工食品輸出拡大協議会で、例えばいぶりがっこやきりたんぽ、稲庭うどんなどの商品を出展します。それから、別途日本酒を出展する企業もあり、まさにお米と、秋田県の伝統的ないぶりがっこやきりたんぽ、稲庭うどんなどの商品も、オール秋田でＰＲしていきたいと考えております。

また、渡米する人数は７名を予定しております。

櫻田憂子委員（分科員）

是非、頑張っていただきたいと思います。今、４者と説明がありましたが、具体的に話していただく

ことは可能ですか。

農業経済課販売戦略室長

個別の出展者名は差し控えたいと思いますが、内容としては米の生産者、米の輸出事業者、先ほどの加工品拡大協議会、それから日本酒の酒造会社の４者が参加することになります。

川邉隼之介委員（分科員）

今の事業の関連でお伺いをします。

まず、プロモーションの事業であり、いつも同じような質問をして恐縮ですが、ビジネス商談会を行うとのことですが、商談会実施に係るＫＰＩの設定と、成約率を上げるために、ただブースを出すだけでは当然成約率は上がらないと思いますが、予算が通った後、どのような事項を委託内容に加える方針であるか、教えてください。

農業経済課販売戦略室長

初めに、どのような形で商談会に取り組むかについて、まず主要品目があきたこまちになるかと思います。あきたこまちは、おにぎりの試食により現地の方に味わっていただこうと思っています。あきたこまちは、冷めてもおいしいという魅力があるため、実際にニューヨークの方に食べてもらい、その良さを感じていただく形にしたいと考えております。

加えて、先ほども話しましたが、加工品のいぶりがっこやきりたんぽ、稲庭うどんなどを一体的にプロモーションして、魅力を伝えていきたいと考えております。

また、米の関係では、最上位品種のサキホコレも持っていきたいと思っております。アメリカは炊飯器がない家庭もあると思うため、パックライスでお持ちして、電子レンジで気軽に本場の味を楽しんでもらえるよう、サキホコレもＰＲしていきたいと思います。

それから、ＫＰＩは、米と米加工品の事業者の２者で、合計４件の成約を目指していきたいと考えております。内訳としては、今お話のあったビジネス商談会に加え、県独自のトップセールスも行うため、それを合わせて各者１件ずつ、合計４件の成約を目指して頑張っていきたいと思います。

川邉隼之介委員（分科員）

是非、成約に向けて取り組んでいただきたいと思います。これまで、昨年度も例えばアジアでいろいろとＰＲイベントを実施していたと思いますが、御案内のとおり、ただ物を振る舞うだけでは商談には絶対つながりません。今までのプロモーションの成果分析と、その成果分析を踏まえて、今回の商談会ではどのようなところを改善していくか、教えてください。

農業経済課販売戦略室長

昨年度は、シンガポールや台湾で商談会等を実施しております。その中で得られた内容として、やはり、現地に生産者が赴いて、バイヤーや小売業者、輸入業者に直接商品の説明や試食の提供を行うことで、商品の特徴や生産現場の思いなどを丁寧に伝えていくことが非常に大切であることが分かりました。これに関しては、現地に直接事業者が行った関係もあり、うまく商談がまとまった経緯もあるため、そうしたことを踏まえて、今年度もアメリカに行く際は、現地に直接事業者が赴き、商品の魅力や生産現場の熱量、背景にあるストーリーなども含めてお伝えすることで、成約や販売拡大につなげていきたいと考えております。

川邉隼之介委員（分科員）

答弁のあった点に加えて、基本的に現地商流がなければ商談にはつながりません。具体的な制度設計を行う際には、本県でも既に商流を持って海外に出している加工事業者などもあるため、そうした方々に、本当に商談につながるためにはどういったことを事前に仕込んでいく必要があるか、その点も是非、意見交換しながら中身を決めていただきたいと思いますが、いかがですか。

農業経済課販売戦略室長

昨年度８月にグローバルリーチＡＫＩＴＡの協議会を立ち上げており、米輸出のワーキンググループを今年度も開催します。そうしたところで今回の成果を踏まえて議論し合いながら、いろいろ横展開も図っていきたいと考えております。

佐々木雄太委員（分科員）

養殖経営緊急対策支援事業、飼料等の価格高騰の影響を受けている養殖業者の負担軽減を図るための補助であり、大変ありがたいと思っています。もちろん養殖業に限ったことですが、県内で対象となる養殖事業者の数は、どのぐらいになりますか。

水産漁港課長

県内で対象になる養殖業者は、海面のサーモンが２経営体、内水面のマス類が１７経営体、アユが３経営体、合わせて２２経営体となっております。

佐々木雄太委員（分科員）

海面も内水面も含めた合計２２経営体の全ての事業者が対象になっていて、予算が執行された後には、もちろん金額の大小はあるにしろ、全ての事業者にすべからく、きちんと支給されるということでよろしいですか。

水産漁港課長

対象の経営体はこちらで把握しているため、全ての経営体に案内を差し上げて、申請があれば全ての経営体を対象に支援したいと考えております。

佐々木雄太委員（分科員）

この事業は、あくまでも養殖業に限定しており、その対象は養殖事業者であることは十分理解した上

での質問ですが、加えて同じ内水面でもふ化事業があります。これは、飼料や種苗への補助ですが、ふ化は、ある程度大きくなったら放流するため、養殖と比べてそこまで餌代は掛からない。養殖とふ化事業の内容が全然違うことは理解していますが、同じくして物価高騰の影響はふ化事業者も受けています。ふ化事業者から事前に、物価高騰で困っていることをヒアリングしているか、また今後、同じ内水面で頑張っているふ化事業者への対応を考えていますか。

水産漁港課長

このたびの補正予算は、この春に急激な飼料や種苗の高騰があったことから、現地指導や打合せ会議等で、県内の養殖業者から支援の要望を受けた背景があります。ふ化事業は、大体秋ぐらいに行われており、その頃に餌を買うこととなりますが、養殖業は大体冬ぐらいに種苗を購入して、春から夏に大量に餌を食べさせて、大きくして販売します。ちょうど餌を大量に買わなければならない時期に物価高騰が重なり、何とかしてほしいとの要望があったため、緊急的にこの事業を提案したところです。

ふ化事業に関しては、今後、関係事業者とヒアリング等をした上で、必要に応じて支援を講じていきたいと考えております。

佐々木雄太委員（分科員）

ふ化事業に関してもしっかり考えていることを確認しました。是非、引き続きふ化事業も目を向けていただきたいと思います。

川邉隼之介委員（分科員）

漁業の物価高対策の話が出たため、酪農畜産に関してもお聞きします。

事業自体の重要性と必要性は、十分理解しております。是非、我が県の畜酪業者が継続できるように支援をしていくことをよろしくお願いします。その上で質問しますが、今回の財源は物価高交付金であり、国が措置したものになっています。これは常に措置されるものとは限らないのが難しいところで、お伺いしたいのは、今回は緊急の支援事業として実施しつつも、今回のようなワンショットの支援に頼らない、本県の畜酪事業者の足腰を鍛える戦略や取組を、この事業に盛り込んでいるのか、もしくは別で行うのか、教えてください。

畜産振興課長

畜産経営体の現状を畜種別に見ると、養豚や採卵鶏は企業化が進んでおります。経営コストに占める餌代の割合は５割から６割を占めており、その影響は非常に大きいですが、将来を見据えて積極的に生産拡大、生産性の向上に取り組む経営体が最近出てきているため、国の畜産クラスター事業等を活用し、支援していきたいと考えております。

一方で、肉用牛や乳用牛、比内地鶏は家族経営の小規模な農家が多く、まだまだ支援が必要と感じております。生産性の向上や生産コストの低減など、経営体質を強化するための取組は、通常の予算で支援しております。具体的には、生産性向上に向けた取組として、経営規模のステップアップ――これまでは大規模団地などへの支援をしてまいりましたが、資材高騰等もあるため、小規模から中規模、中規模から大規模とステップを踏む、そうした拡大支援を実施しております。それから、スマート化、省力化を図るための施設や機械の整備も支援しているほか、生産コストを下げるため、輸入に依存しない自給飼料生産を拡大する取組を支援しているところです。

また、流通面では、高い市場評価を得られるよう、ブランド力や販売力の強化にも取り組んでおります。すぐには価格転嫁には結びつかないと思いますが、地道に取り組むことで、畜産農家の体力を付けていきたいと考えています。

川邉隼之介委員（分科員）

フルパッケージで答弁を頂きました。是非、進めていただきたいと思います。

私も畜産クラスターを使っている事業者にお会いして、次のステップに進んでいると感じました。説明のあったとおり、ステップをしっかり踏んで――それぞれのステップで必要な予算や事業は異なると思います。さらに言えば、農林水産省や農林水産部の予算だけではなく、先ほど、農林政策課への質疑でもお伝えしましたが、経営体によっては経済産業省の事業も使えるところがあると思います。是非、品目や畜種の壁を越えた横の連携で、使えるものは現場の方々にどんどん紹介していただく方針で進めていただきたい。先ほど申し上げた全てのパッケージを、そうした方針で進めていただきたいと思いますが、いかがですか。

畜産振興課長

委員御指摘のとおり、この事業を利用していただき、体力を付けてもらうことが重要だと思います。地域振興局にも畜産担当者がいるため、農家巡回を行う中で、そうしたところを一生懸命説明してもらいながら、浸透を図っていきたいと思っています。

小野一彦委員（分科員）

補正予算内容説明書の１０３ページ、水田総合利用課の畑地化促進事業は、委員会資料には載っていない説明です。水田の畑地化に伴う費用負担への支援とありますが、予算の適用事例としてはどのようなケース、あるいは背景なども含めて教えていただきたいと思います。

水田総合利用課長

畑地化促進事業の考え方ですが、土地改良区に所属をしている農家が畑地化をすると、その分事業量が減ります。そうなると、将来使うはずだった事業

を使わなくなり、その費用負担を周りの農家も負わなければならないこととなります。それを避けるために、まずは土地改良区決済金を払うこととなりますが、国は、畑地化を促進するため、その決済金を支援する考え方の事業です。

具体的には、能代市、大仙市、湯沢市及び羽後町の４市町です。能代市は、野菜、ソバ、大豆に、大仙市、湯沢市、羽後町は全て野菜に変えるための畑地化に必要な負担金を国が補助する事業です。

小野一彦委員（分科員）

こうした事例も、これから本作化に向けて収量を上げたり、体制整備したりするなど、今度はそちらの分野でも応援していく流れになるのですね。

水田総合利用課長

来年度以降の水田政策の見直しの詳細は、この後明らかになるため、どのような形になるか分かりませんが、既に報道されているとおり、米などの作目を問わず、生産性を向上する取組に支援をしていく内容だと承知しております。動向をしっかりと注視した上で、やはり生産性向上に関しては、農業者にとっても取り組みたい部分だと思うため、しっかりと現場の意見も踏まえた形になるよう、今後、国などの関係者と、現場はいろいろありますが、コミュニケーションをとりながら進めていきたいと考えております。

川口一委員（分科員）

肉用牛の経営安定緊急対策事業、肉用牛と繁殖牛の２つの事業があります。これまでも、令和５年度から実施して、いい成果を上げていると思っています。繁殖経営安定緊急対策事業では、あきた総合家畜市場に子牛を出荷した段階で、月齢や体重など、いろいろな基準があると思いますが、それに基づいた結果を補助金の対象にしているのですか。

畜産振興課長

肉用牛繁殖経営安定支援事業の対象となる子牛は、１日当たりの増体量、去勢であれば１キロ以上と、雌であれば０．９キロ以上として事業対象を決めています。子牛市場では、やはり発育が良いと価格も良くなる傾向にあるため、農家にはそうしたところを目指してもらいたいと考えております。そのためには人工乳や下痢ワクチン、ビタミン剤などの掛かり増し経費が生じるため、今回の補助金はそうしたところに使っていただきたいと考えております。

川口一委員（分科員）

総合家畜市場の子牛の上場の結果を見ても、買参人を見ても、県内外から多くの方が来て、秋田牛を評価して「いい成果を上げているな」「秋田県はいい子牛を生産しているね」という話をよく聞きます。こうした事業を通じて、畜産農家が補助金を頼らなくてもいい、そうした飼養管理をしてレベルを上げていただきたいと思っての質問ですが、その辺りはどうですか。

畜産振興課長

今回、３万円を交付することによって、子牛に対して農家が常に、いろいろな手を掛けるようになることで、出荷できる子牛のレベルがどんどん上がっていくと思います。そうしたところは農家にとって当たり前の技術として身に付けてもらい、これから飼料の高止まりまだまだ続くかと思いますが、そうした中でも経営を継続できるように取り組んでもらいたいと考えています。

川口一委員（分科員）

県内の肉用牛農家も毎年減少している傾向にありますし、総合家畜市場の上場の頭数を見ても減少しているため、畜産農家の方々には、こうした事業を活用しながら頑張っていただきたいとの思いで質問しました。

それから、酪農経営安定緊急対策事業も、生乳、細菌数の少ない牛乳に対してキロ当たり６円の補助となっていますが、県内の酪農家の、そうしたいい牛乳の割合はどうなっているのか。１０万個未満であるのか、それ以上もあるのか。その辺はどうなっていますか。

畜産振興課長

この事業の要件として、細菌数が１０万個未満の牛乳に対して助成することとしていますが、該当するところをパーセンテージに落とすと、令和７年度は９６％ほどとなっており、目標は１００％としていますが、かなり高い割合で、酪農家の皆さんは衛生的に気を使って出荷している状況です。ただ、１０万個以上になっている数％のところには、生乳の管理などを徹底しなければならない思うため、農家への指導等を行っていきたいと考えています。

川口一委員（分科員）

もう一点、受精卵移植支援事業ですが、これは受精卵の移植が１頭当たり２万円となっていますが、県産から県外の種雄牛まで、いろいろあります。それは全部オープンにした中で助成するものと受け取っていいですか。

畜産振興課長

受精卵について、その種雄牛の由来ですが、県有種雄牛、県外種雄牛ともに対象としております。受精卵移植に係る経費は、ならすとおよそ４万円となっており、その半分程度を助成して、受精卵移植を促進していくため、事業を設定しております。

川口一委員（分科員）

酪農家にとっては、これが子牛販売の大きなメリットの１つになるため、その辺りの割合を、後継牛含めて、こうしたものを活用しながら酪農経営の収入に寄与すればいいと思います。よろしくお願いし

ます。

三浦茂人委員（分科員）

林道事業、今回は生手沢線ほか２路線、開設延長４００メートルとありますが、今回の補正で総額９億円余りの予算規模になります。秋田県の路網整備は、計画ではこれぐらい造りたいという目標などがあると思いますが、その全体像からすれば、今はどのぐらいの進捗率か。まだまだ取り組む必要がある事業だと思いますが、木だけ育っても、路網が整備されないと、結局何も利用できない。これは当たり前のことで、毎年実施していると思いますが、全体像から見た場合の進捗状況、あるいは今年度、９億円余りで実施して、どこまで進んでいくのか。その規模感や進捗率が分かるようであれば教えてください。

森林環境保全課長

所管事項審査の際に路網整備に関する年次報告を行うため、多少重複するかもしれませんが、昨年度終わった時点で、林道が全体で３，１５６．５キロメートルの実績となっています。目標が３，５４７．３キロメートルとなっており、達成率は目標に対して８９％となっています。

その他路網として、林道林業専用道のほかに作業道もあり、それを足すと１００％を超える達成率になっていますが、林道単体では目標に至っておりません。

三浦茂人委員（分科員）

もう一点、秋田スギ生産基盤づくり事業とありますが、これは例えば再造林するための林道など、イメージが湧かないのですが、どういう予算か、実際にどのようなことを行うのか、教えてもらえますか。

森林環境保全課長

林道関係の事業は、秋田スギ生産基盤づくり事業と林道事業の２つとなっています。（２）の事業名には（公共）と書いており、こちらは一般的な公共予算になります。一方、（１）秋田スギ生産基盤づくり事業は、公共ではなく、非公共と表現しております。出来上がるものは、同じ林道であり、使用用途なども同じです。

川邉隼之介委員（分科員）

今の事業の関連でお伺いをします。

予算額が０．９億円となっていますが、この事業は森林環境譲与税の用途にも重なっていると承知しています。事業を実施するに当たって、各自治体の森林環境譲与税の活用状況はいかがですか。

森林環境保全課長

委員おっしゃるとおり、森林環境譲与税は、自治体の自己負担分に充当することができます。しかし、林道事業も起債を充当することができ、市町村によっては、交付税算定率の関係で、起債を利用したほうが有利であるため、ほぼ起債を充当している状況です。起債にも枠があるため、それを超えた分は森林環境譲与税を使っている例もありますが、ほぼ起債を充当しております。

川邉隼之介委員（分科員）

承知しました。森林環境譲与税については、また所管事項審査の際にいろいろと聞きたいと思います。

もう一つお伺いしたいのは、費用対効果の話です。物を運ぶだけではなく、防災減災の効果もあると思いますが、その効果は当然、林道事業を行う上での費用対効果分析に盛り込まれていると理解してよろしいですか。

森林環境保全課長

林道を造って、直接的に防災機能が上がるわけではありませんが、林道を造ると森林に手入れをすることができます。森林はいろいろな機能を持っていますが、その中で水源涵養機能、災害防災機能、環境保全機能の３つが向上します。林道を造ることによって新たに整備した森林エリアの効果を便益に算定しています。

それから、２年前に能登半島地震がありましたが、その際には国道や県道が通行止めになった際の迂回路として、林道が非常に役立った例が報道されており、その効果も費用対効果に計上しております。

佐々木雄太委員（分科員）

補正予算内容説明書の１０４ページで説明があった、国庫補助金の返還事例です。経営体が自己破産をしたとのことですが、もう一度詳しく説明いただきたいと思います。

園芸振興課長

当該法人は、平成２９年に設立された、横手市の菌床シイタケを製造している法人で、令和２年に産地パワーアップ事業を活用して、一気に規模を拡大したところです。その法人は、昨年４月に経営不振になっているとのことで、ＪＡから振興局に連絡があり、いろいろと確認したところ、ちょうど事業を拡大したときに新型コロナウイルスの感染拡大が広がって、目標とする販売金額に至らず、その後もなかなか回復せず、資材高騰や燃油代の高騰などにより収益が悪化し、自己破産したものです。

佐々木雄太委員（分科員）

タイミング的な部分にも大きな要因があったとは思いますし、もちろん好きでこうした状態になったわけではありませんが、県のフィルターを通じて国庫補助を頂いて、意気込んで取り組んだ事業が結果としてこのような形になったのは、非常に残念だと思います。そこまで大きい金額でないとはいえ、時代背景はなかなか予測できない部分はあるかもしれませんが、採択時の事業計画の妥当性など――加えて実施していなかったわけではないと思いますが、

せっかく補助金を交付して頑張っている事業者で、やはり伴走型できちんとフォローする体制をもう少し整えていれば、様々な苦しい状況はあるにせよ、もう少し手助けできる部分があったのではないかと思います。これを一つの小さな事例で終わらせることなく、今、県内全体で農業産出額を上げていこうと取り組んでいる中で、こうした事例をさらに出さないように、今後、きめ細かなサポート体制をしいていただきたいと思っていますが、その点いかがですか。

園芸振興課長

この状況は昨年４月に確認しており、国の補助事業等を活用して菌床シイタケを生産している全県の事業者に緊急調査を実施し、経営状況を確認したところです。ある程度、経営状況が悪いところへは、バンクミーティング等を行い、経営改善に向けた支援をしております。また、資材高騰に対する補助事業等も、昨年の１２月補正で行うなどの支援をしております。

それから、生産技術系の支援は主に種菌メーカーが行っておりますが、その際には振興局職員も同行するなど、できるだけ通って、経営状況を確認する体制をとっております。そうしたことも含めて、これからも伴走支援をしっかりと進めていきたいと考えております。

佐々木雄太委員（分科員）

国庫補助に関連して、補正予算内容説明書の１０７ページ、林業木材産業課から説明がありました。これは、事業主体の事業停止に伴うものと聞きましたが、もう少し詳しく説明いただきたいと思います。

農林水産部参事（兼）林業木材産業課長

これは、令和３年度に県の高性能林業機械等リース事業を活用して、由利本荘市にある林業事業体が林業機械を導入したもので、その後、令和４年、令和５年と順調に丸太の生産を行っていたのですが、令和６年度になって資金繰りが悪化して、林業機械のリース代金が支払えなくなり、３か月ほど滞納したところ、林業機械をリース会社に引き揚げられてしまい、事業できなくなったことから、補助金返還に至ったケースです。

佐々木雄太委員（分科員）

先ほど園芸振興課の案件とは少し背景が異なり、どちらかといえば経営能力、経営の課題があったものだと思います。この事情だと、なかなか県で伴走して介入していくことは難しいかもしれませんが、せっかく国の補助金を活用して、今、林業も盛んに取り組んでいるところで、未然に防止できなかったのかと考えるところもありますが、その点、いかがですか。

農林水産部参事（兼）林業木材産業課長

この事業も含めて、ほかの補助事業でも、事業実施後は毎年、実績報告を提出いただいており、その状況を確認します。そこで、計画に対しての数量がどうなっているかなどを県で把握して、至っていないところには、経営指導も含めて県も介入しておりますが、この事業体は、前年度と前々年度の実績報告では、状況が良かったと。急に令和６年度に入って資金繰りが悪化したとのことで、こちらとしてもなかなか把握できなかった部分はありますが、いずれにせよ、県としても状況を確認しております。

佐々木雄太委員（分科員）

令和６年度になって急激に悪くなることは考えにくいし、私も金融機関に勤めていた経験からすると、表向きで見える額面と実態は、やはり乖離する場合が結構あります。そこを県として確認することは、なかなか難しいかもしれませんが、伴走という意味では、しっかりとフォローアップ体制をしいていただきたいと思っています。園芸振興課の案件とは背景が違うかもしれませんが、せっかくやる気を持って取り組んだ事業者が、こうして結果的に補助金を返還する形になること自体が残念だと思うため、これは農林水産部全体の話にも関わってくるかもしれませんが、今後は是非、伴走型の支援で、きめ細かなサポート体制の下で進めていただきたいと思っています。

三浦茂人委員（分科員）

関連ですが、急激に資金繰り悪化した要因は、きちんと分析しているのか。１年目、２年目は良かったと言いますが、それはもしかしたら粉飾だったのではないか。その辺りは分析しておかないと、来た数字が全て正しいと思って、いいなと思っているうちに、実は容易ではなく、それを出すわけにいかず、粉飾するケースもあるわけです。例えばリーマンショックのように、急激に変わる何かがあれば別ですが、その当時はそういうことがあったわけでないとすれば、レアケースかもしれませんが、その分析結果は、ＪＡバンクか分かりませんが、きちんと共有しておいたほうが後々の再発防止、こうした不幸なことが起きないようにするためにも、きちんと把握しておくべきだと思いますが、その点いかがですか。

農林水産部参事（兼）林業木材産業課長

経営の分析は、県ではできない部分もあるため、専門の力もお借りして、こうした事例が生じないように、経営分析の仕方も検討して対応していきたいと思っております。

委員長（会長）

審査の途中ですが、昼食のため休憩します。再開は午後１時１５分とします。

午前１１時５０分　休憩

午後１時１１分　　再開

出席委員（分科員）
　　休憩前に同じ
説 明 者
　　休憩前に同じ

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

休憩前に引き続き質疑を行います。

佐々木雄太委員（分科員）

あきたの米ぢから向上対策支援事業についてお伺いします。

（１）の乾燥調製貯蔵施設の整備は、ＪＡ秋田おばことＪＡ秋田ふるさとですか。もう一度確認させてください。

水田総合利用課長

委員の御認識どおり、ＪＡ秋田おばことＪＡ秋田ふるさとです。

佐々木雄太委員（分科員）

確認しますが、この乾燥調製貯蔵施設は、いわゆるカントリーエレベーターを指しますか。

水田総合利用課長

御認識のとおり、カントリーエレベーターです。

佐々木雄太委員（分科員）

説明もあったとおり、この共同利用施設、ＪＡ秋田おばことＪＡ秋田ふるさとにまたがるところでの再編集約、かつ合理化に必要な整備とのことですが、合併前の旧町村でいくと、このエリアにはかなりの数のカントリーエレベーター、いわゆる乾燥貯蔵施設があると思います。どのぐらいの集約率、面積で換算できるものか分かりませんが、今回の集約は、どの程度の範囲や規模になるのか教えていただきたいと思います。

水田総合利用課長

水田農業基幹施設等整備事業で支援する事業主体は２件で、そのうち１件、ＪＡ秋田おばこは大仙市内にある６カントリーエレベーターと１ライスセンターを再編集約する形となります。

もう一つ、ＪＡ秋田ふるさとは、旧平鹿町にあるカントリーエレベーターの機能を向上させて、処理量や貯蔵能力を高めることで、生産性向上につなげる事業です。

佐々木雄太委員（分科員）

２施設と言いましたが、資料８ページの（１）に総額の記載もありますが、それぞれどのぐらいの金額の規模感か分かりますか。

水田総合利用課長

総事業費で申し上げると、ＪＡ秋田おばこは３億７，０００万円ぐらいです。そのうち、国費が約２億円で、都道府県と市町村で１，４００万円ずつ支援することとなっております。ＪＡ秋田ふるさとの総事業費は１億４，７８０万円ぐらいとなっており、そのうち国費が７，８００万円程度で、都道府県と市町村はそれぞれ５５７万円を支援するイメージです。

佐々木雄太委員（分科員）

大変有効なもので、国の事業を頂きながら――しかしながら、これは協調事業として、県も市町村も負担するものであるため、単なる集約ではなく、このエリアにおける米の生産力強化につながってほしいと思っています。

次に、（２）スマート農業・農業支援サービス事業体導入事業、これはスマート農業機械等の導入で、事業体と法人が主体となるようですが、何件になりますか。

水田総合利用課長

この事業では、当初１１件の要望があったところ、追加要望等があり１６件となったため、今回、その増えた分を要求しております。

佐々木雄太委員（分科員）

５件分になると思いますが、スマート農業機械といっても、各事業体でそれぞれ欲しているものは違うと思います。具体に教えていただけますか。

水田総合利用課長

具体例を申し上げると、直進アシスト付きの田植機や収量コンバイン、ドローンなどが要望として上がっております。

佐々木雄太委員（分科員）

それぞれの事業体や法人によって、もちろん欲するものは違います。是非、今後も目を通して、こうした補助事業を活用して、どんどんスマート農業の面も進めていただきたいと思います。

川邊隼之介委員（分科員）

関連して、少し伺いたいと思います。共同利用施設の再編について、大仙市では６つのカントリーエレベーターと１つのライスセンターを、１つのカントリーエレベーターにするのですか。

水田総合利用課長

大仙市には、ライスセンター１施設とカントリーエレベーター６施設があります。ライスセンター１施設は廃止します。６つのカントリーエレベーターの機能を増強することで、地域の荷受け機能や集出荷機能を増強するイメージの再編集約事業です。

川邊隼之介委員（分科員）

もう一つの平鹿では、何かを壊しての再編だと思いますが、何を廃止するのですか。

水田総合利用課長

平鹿のカントリーエレベーターは、再編集約ではなく合理化で、カントリーエレベーターにサイロが１４個ありますが、今は貯蔵に１０個しか使えておらず、乾燥の用途に４個使っています。機能の高い乾燥機を入れることで、貯蔵に使えるサイロの数を増やして荷受け量を増やすほか、今の設備の都合上、引受けできなかった品種や新しい品種も引受けできるよう、機能の増強を目指しております。

川邉隼之介委員（分科員）

米政策に関しては、所管事項審査の際にいろいろとお伺いしますが、これの関係であと２つ伺います。

仮にこの予算が通った場合に、事業の計画期間はどのくらいなりますか。

【「少々お待ちください」と呼ぶ者あり】

川邉隼之介委員（分科員）

質問の趣旨としては、今、資材価格が上がっていて、協調融資が全部入ると６６％まで最大で出るとは思いますが、別の事例では、導入をしても、契約に至るまでに見積金額が当初よりも上がって、自己資金をかなり出さなければ整備ができない事例があったと承知しています。そうした今の状況も踏まえて、しっかり実現可能性を審査した上で採択しているか、教えていただきたいと思います。

水田総合利用課長

御指摘のとおり、資材価格が高騰している中であり、着工に至ってから何年間とは今、申し上げることはできませんが、この事業は通常、単年度で切れていくことになります。午前中の質疑でも申し上げたとおり、構造転換対策期間であり、３年間継続して着工できるなどの支援もあるため、そうした使いやすい支援も活用しながら、事業者にとって過度な負担にならないよう、しっかりと支援していきたいと思っています。

川邉隼之介委員（分科員）

午前中の質疑でも、経営状況が立ち行かなくなった事例が幾つかありました。特に構造転換対策期間の５か年で決着を付けるとなれば、事業費は当初の見積額よりも相当上がっていくと思います。追加で振り出すことは難しいため、米価がいろいろと動く中で、是非、皆様からは事業の進捗と今後の見通しについて、２ＪＡとしっかり連携して取り組んでいただく必要があると思いますが、いかがですか。

水田総合利用課長

御指摘のとおり、これまでも事業計画の策定に当たって、ＪＡをはじめ地域の皆さんとコミュニケーションをとりながら進めてまいりました。事業に着手して、きちんと完成するまで、しっかりとコミュニケーションとりながら対応していきたいと考えております。

川邉隼之介委員（分科員）

次に、スマート農業に関してです。午前中にお伝えしたとおり、この事業以外にも、いろいろ使えるものは、是非とも中央会と連携して進めていただきたいと思います。先ほど佐々木委員の質疑に対して、１６件に増えたと答弁がありました。それによって、その地域の農業がどれぐらい維持できるようになるのかという観点で採択が行われていれば――１６件の全て、もしくは増えた５件について、一つ一つというわけではありませんが、この事業を実施することによって、今のままだと維持できなかったものが、維持できるようになるなど、長期的な観点から事業採択したのであれば、その具体例を少し教えてください。

水田総合利用課長

個別の事業者の名前や詳細を申し上げるのは難しいですが、考え方として、スマート農機を導入して、例えば周りの地域の作業受託ができる事業体や、その地域のスマート農業のモデルケースになるイメージで、スマート農機を導入する事業になっております。今、採択している事業は、多かれ少なかれそうした考え方に基づいて採択しているため、地域農業の持続性という観点で申し上げると、スマート農業を使ってしっかり引き受けていく、スマート農業のモデル、地域のリーダー的な存在として育っていく、営農していただくことが期待できるものと認識しております。

川邉隼之介委員（分科員）

（２）の事業も、事業年度は４か年ですか。毎年決まった数、きちんとスマート農業を導入していくため、長期的に計画を組んでの事業となりますか。

水田総合利用課長

この事業は、年をまたぐものではありません。

川口一委員（分科員）

関連してお伺いします。カントリーエレベーターの共同利用、再編集約について、私の地域にはカントリーエレベーターがないため、あまりよく分からないのですが、この稼働率、利用率はどれぐらいか。それぞれのカントリーエレベーターによって違うと思いますが、利用率は何％ぐらいになっていますか。

水田総合利用課長

まずＪＡ秋田おばこですが、６カントリーエレベーターと１ライスセンターがあり、まちまちです。施設が小さいため利用率１００％超えのところもありますが、８０％台のカントリーエレベーターが４つあります。それを集約することで、計画上の利用率９８％を目指しております。

続いて、ＪＡ秋田ふるさとで事業対象としている平鹿のカントリーエレベーターは、７８．５％です。貯蔵量や処理能力の向上により、９２％を目指した

いと考えております。

川口一委員（分科員）

カントリーエレベーターとしては、８割以上をキープしていれば合格と認識してよろしいですか。

水田総合利用課長

本当に相場観のレベルですが、これまでの事業担当などと話す中では、８割だと、まあまあ使われている方だと思います。それをより向上させる趣旨の事業となっております。

川口一委員（分科員）

老朽化が一番――特に農業に関しては、年次計画で更新しなければならないものだと思っています。こうした再編集約を行うことによって、その地域の農業がまた１段アップして進んでいく、農家の皆さんにもそうした認識を持ってもらえれば、もっと盛り上がって農業に取り組んでいくと思いますが、その辺りをお聞きします。

水田総合利用課長

委員の問題意識のとおり、我々も本当に――全体的に見ると３０年前に整備されて、耐用年数が過ぎているカントリーエレベーターが半分以上ある中で、これから米産県として生産力維持向上させていくためには、施設整備はしっかりと実施していかなければならないと、現場からも要望が上がっていますし、我々もしっかり共有しております。今回の２ＪＡ以外からも、カントリーエレベーターの改修、集約合理化の要望があるため、しっかりと小まめに対応して、生産基盤の強化に引き続き努めてまいりたいと思っております。

委員長（会長）

ほかにありせんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、議案に関する質疑を終了します。

次に、農林水産部関係の請願に関する審査を行います。

請願一覧表により審査を行います。９ページをお開きください。

新規の請願であります「『あきたこまち』と『あきたこまちＲ』の明確な分別表記および消費者の選択権確保について」を議題とします。

執行部の現況説明を求めます。

水田総合利用課長

【請願一覧表により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

請願第２９号について、質問等ありませんか。

櫻田憂子委員（分科員）

従来のあきたこまちが、１％に満たないと見込まれるとのことです。この１％程度のあきたこまちは、県内でどのように流通しているのか、把握していますか。ＪＡを通さないため、恐らく直接生産者とやり取りをして購入していると思いますが、例えばあきたこまちＲが並んでいる店頭に一緒に旧来のあきたこまちが並ぶ状況が普通に散見されるものか。把握している情報があれば、お聞きしたいと思います。

水田総合利用課長

従来のあきたこまちを欲している消費者などから、直接その農家に要望があって作られているものが中心であると承知しております。よって、委員がおっしゃるように直売している形がほとんどであると思っております。

店頭であきたこまちＲと従来のあきたこまちが混在している状況にあるとは、あまり聞いておりません。

櫻田憂子委員（分科員）

私も、例えばスーパーに買いに行ったときに、隣同士で並ぶことはないと認識をしておりましたし、あきたこまちを売られている方がどのようなパッケージで売っているかまでは承知しておりませんが、恐らく個別のパッケージを使っていると思っています。

求めている部分について、選ぶ権利という点ではそのとおりですが、現状、今お話があった状況だとすれば、そこまで神経質に、手に取ったものがＲか、Ｒではないかという問題が全国的に起きているのかといえば、私は少し疑問を感じていて、その点を質問しましたが、さらに説明があればお願いします。

水田総合利用課長

委員おっしゃるとおり、我々も不安にならないようすることは大事だと思っております。そうした意味では、並列で売られている状況ではなく、明確に差別化された形で売られている状況にあります。通常、秋田県産あきたこまち買う場合、今はほとんどあきたこまちＲを買っていただくこととなります。秋田県産のあきたこまちを食べたいけれど、従来のあきたこまちを食べたいとなった場合は、直接的な直売のルートを選ぶ方が多いと思いますが、そうした方にはしっかりと、袋などもそうですが、販売ルートでの従来のあきたこまちを使っていることを表示していると思います。これは個別の事業者の経営判断であり、何を売りたいかというところもありますが、各事業者がしっかりと表示していると思うため、今、消費者の間で混乱している状況にはないと認識しております。

川邉隼之介委員（分科員）

今の櫻田委員の質疑に重なりますが、単純に確認します。今、あきたこまちと従来のあきたこまちを生産している方は、例えば苗の購入履歴などをしっかり持っていれば、表面にどう書くかは別ですが

「私のあきたこまちは従来のあきたこまちです」と記載すること自体はできるということで間違いないですね。

水田総合利用課長

表示上、可能です。

川邉隼之介委員（分科員）

従来のあきたこまちの生産者から、表示の際に、例えばどこまで書いていいのか分からないという相談があった場合、それは県庁のどこかの部局が対応して、それだったら書けます、それは書けませんというように、十分に寄り添って対応していただけるということで間違いありませんか。

水田総合利用課長

現在、そうした具体的な相談がないところではありますが、御指摘のとおり、我々になるのか、それとも消費者寄りの窓口になるのか分かりませんが、県に相談があった場合は、表示の仕方などに関して、食品表示基準に基づいてこういう表示が可能ですということは、きちんと答えたいと思っております。

委員長（会長）

ほかにありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、請願に関する質疑を終了します。

次に、農林水産部関係の陳情に関する審査を行います。

陳情一覧表により審査を行います。９ページをお開きください。

陳情第１－２号「熊の無差別駆除の即時停止および共生政策の実施について」を議題とします。

質問等はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、陳情に関する審査を終了します。

本日はこれをもって散会し、明日午前１０時に委員会及び分科会を開き、農林水産部関係の所管事項の審査を行います。

散会します。

午後１時４２分　散会

令和８年６月１９日（金曜日）

本日の会議案件

１　農林水産部関係の付託案件以外の所管事項

（趣旨説明・質疑）

本日の出席状況

出席委員（分科員）

委員長（会長）	小野一彦
副委員長（副会長）	三浦茂人
委員（分科員）	川口一
委員（分科員）	佐々木雄太
委員（分科員）	川邉隼之介
委員（分科員）	櫻田憂子
委員（分科員）	佐藤光子

書記

議会事務局議事調査課　佐藤文也

議会事務局議事調査課　堀越道十

農林水産部農林政策課　齊藤覚郎

会議の概要

午前９時５６分　開議

出席委員（分科員）

委員長（会長）	小野一彦
副委員長（副会長）	三浦茂人
委員（分科員）	川口一
委員（分科員）	佐々木雄太
委員（分科員）	川邉隼之介
委員（分科員）	櫻田憂子
委員（分科員）	佐藤光子

説明者

農林水産部長	藤村幸司朗
農林水産部森林技監	永井壯茂
農林水産部次長	飯澤主貴
農林水産部次長	大石勝
農林水産部次長	伊藤恒徳
農林水産部参事（兼）林業木材産業課長	永井秀樹
農林政策課長	小野寺平崇
水産漁港課長	三浦信昭

委員長（会長）

ただいまから本日の委員会及び分科会を開きます。

農林水産部関係の所管事項に関する審査を行います。

執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

農林水産部長

【漁港施設機能強化事業の補助金業務における事務手続きの誤りについて説明及び謝罪】

水産漁港課長

【提出資資料「漁港施設機能強化事業の補助金業務における事務手続きの誤りについて」により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明に関する質疑を行います。

佐々木雄太委員（分科員）

私の選挙区内での事業で起きた事務ミスであるため、少し触れさせてください。

説明いただいたとおり、今回の事案は、工事そのものに問題があったわけではない、一方で補助金制度において最も重要である適切な手続が守られなかったこと、また事実を把握していたにもかかわらず、その後の対応にも課題があった、その大きな２つの点にあると思っています。

まず１つ目に、事務ミスの問題、チェック体制の原因です。今回の事案は、担当者個人の確認不足だけではなく、組織的なチェック体制の機能が働かなかったことが大きな問題であるとの説明を聞きました。担当課が振興局から予算配当依頼を受けた際に、交付決定前であることを確認できなかったとの説明がありましたが、通常であれば、予算執行前に複数段階で確認する仕組みがあるべきだと思いますが、課内、あるいは振興局との間でも、誰も、この誤りを把握できなかった。フローチャートを見ると、どこかのタイミングで気づきがあっても良かったと思いますが、具体的なチェック体制の問題点を、改めて伺いたいと思います。

水産漁港課長

チェック体制について、水産漁港課と地域振興局の間で予算執行状況整理票を共有しており、月末までの予算執行状況を、翌月の４日までに報告してもらう形で行っておりました。これだと、双方での予算執行前のチェックができず、執行してから分かることになるため、執行前のチェックができない点が、これまでのチェック体制の不備であったと認識しております。

それから、依頼を受けて配当する際の課内決裁書類に、予算執行前に必要な手続がなされているか否かを確認できる書類の添付を行っておりませんでし

た。

佐々木雄太委員（分科員）

国庫補助は、農林水産部に限らず、膨大にあるわけではないですか。今の説明では、水産庁所管の特有な許認可申請手続、フローチャートでは、③から⑤がいわゆる水産庁の独自の手続であるとの説明がありましたが、今までも水産庁絡みの補助制度はあったと思います。今、事例を並べていただきましたが、過去に同様のことは起き得なかったのですか。

水産漁港課長

③から⑤までの水産庁独自の手続である認可承認は、交付決定に係る手続の一環と水産庁では捉えており、これは水産庁としてもしっかりチェックするために行っているものです。フローチャートにあるとおり、振興局は予算配当を依頼する前に、工事設計書を本課に提出することになりますが、振興局には漁港工事に精通した者がおり、これまで水産漁港課で、こうした手続をしっかり行うよう、振興局に連絡や指導を行わなくても実施できていたため、それに甘んじて指導が不足していたと認識しております。

佐々木雄太委員（分科員）

今の答弁に絡んでくると思いますが、もう一つの問題点です。

事務ミスを把握した後に、水産庁へ報告せずに手続を進めた点、これも２つ目の大きな課題ではないかと考えながら説明を聞いておりました。後に手続を行えば解決できるだろうという誤った認識で進めた結果――補助金の事業において適性か、極めて重要なところだと思いますが、なぜその時点で速やかに国へ報告しなかったのか。慢性的なところもあったのかもしれませんが、なぜ対応を協議しなかったのか。そこも２つ目の残念な点だと思います。

把握後から水産庁への報告までの経緯、誰が判断したのか確認したいと思います。

水産漁港課長

必要な手続を行う前に予算を執行したことを把握した後、当課の担当者はチームリーダーまで報告しましたが、課長までは報告しておらず、担当レベルで実績報告の段階で相談、報告すれば何とかなるのではないかと判断したものです。きちんと課長まで報告することができていなかった、ガバナンスに問題があったと認識しております。

佐々木雄太委員（分科員）

７００万円のうち国庫分の３５０万円を返還しなければならないとの説明もありました。今回の６月議会には返還分の予算が盛られていませんが、今後どのようなスキーム、タイムスケジュールで国に返還することになるのか確認しておきたいと思います。

水産漁港課長

まだ国からの返還要請がないため、今の段階で時期を申し上げることはできませんが、要請があれば、財源等について財政課と調整した上で返還します。

佐々木雄太委員（分科員）

それから、私の地元であるため確認しておきたいのですが、漁港施設機能の強化、整備自体は何か年かに分けて実施していますが、最終年度の工事だったと思います。このことを受けて、港湾整備計画等には影響は及ぼさないですね。

水産漁港課長

このたびの金浦漁港の耐震強化のための工事は、令和２年度から行って令和７年度で完了しております。そのほか、金浦漁港では機能保全のためのストックマネジメント事業がありますが、別の事業となっているため、今後、粛々と工事を進めていくこととしております。

佐々木雄太委員（分科員）

今回のことを受けて、他の事業も含めて国からの何らかの是正措置は、今のところ受けていないと理解してよろしいですか。

水産漁港課長

今のところ、国からそうした指示は受けておりません。

佐々木雄太委員（分科員）

起こってしまったことは仕方ないと思いますが、大事なのは、やはりこれからの再発防止の観点だと思います。３ページに、新たなチェックシートを設けると書いておりますし、先ほど説明もありました。しかし、農林水産部だけではなく、これまでもこうした事務ミスがあった際には、様々な部局で同じような対応を行ってきたと思います。そのたびに、我々議会としても、再発防止のためにも、起きたことを全庁で共有して、チェック体制の整備を図ってくださいと再三申し上げてきたつもりですが、今までの事例の反省が生かされていない点は非常に残念です。

先ほどから、様々な説明を受けていますが、特に水産庁の複雑な、特殊な構造の下での国庫補助の申請手続において、責任者による確認、あるいは決裁時のチェック体制の実効性をどう担保していくのか。新たなチェックシートを作成するとありますが、今までのチェック体制から、どのようなところをさらに強化してチェックしていくのか、その対応をお伺いしたいと思います。

水産漁港課長

新たなチェックシートは、模式図の①から⑪までの段階ごとに、今、どの段階にあるかが明確に分かるものを作成して、振興局も水産漁港課も担当だけではなく、全職員が確認できる状態にします。決裁処理が必要な予算の配当や交付申請、それから工事

契約などの場面において、チェックシートを必ず添付して、誰もが確認できる体制に持っていくこととしております。

佐々木雄太委員（分科員）

今回起きた事案では、担当者だけでなく、管理職による進捗状況の管理などにも課題があったと言わざるを得ません。所属長として、今回の案件をどのように受け止めているか、また今後の対応について、部長からも説明いただきたいと思います。

農林水産部長

私どもは常々、事務ミスについて、嫌というほど様々な場面で話をしてきており、悪い情報ほど早く上司に伝えることも含めて、部下の職員にも伝えてきたところです。しかしながら、こうした事案、先ほどの説明にもあったとおり、チームリーダーの段階までで報告が止まっている事実があったことは、もしかすると悪い情報を説明しづらい雰囲気があったのではないかという点も含めて、まずはそこから見直しをしたいと思います。

また、新たなチェック体制も説明しましたが、各担当に任せきりにするのではなく、チームリーダーや課長も含めて、みんなでしっかりとチェックする。そして、例えば空欄があるなどした場合は、なあなあで通さないことがお互いのためにもなります。より厳しくチェックし合う体制に――もう一度肝に銘じて、心を改めて誠心誠意取り組んでいかなければ、県民の皆様に御迷惑をお掛けすることになるという強い思いを持って業務執行に当たることを再認識していかなければなりませんし、再徹底していきたいと思っております。

佐々木雄太委員（分科員）

これは、水産分野に限らず、国庫補助全体で起こり得ることだと思っています。ただでさえ、先ほども説明があったように、水産庁の場合は複雑な申請方法だったこともありますし、かつ年度をまたいでの手続もあったとのことで、恐らく担当レベルからすると、そのことも加わって、やはり業務負担が掛かっていたと推察します。そうした一職員に対する業務負担や割合について、部長はもちろん、課長を含めてもう少し細かく、一人一人に寄り添った形で、過度に集中していないかという点も、是非、今後の対応策の一つとして打っていただきたいと思いますが、いかがですか。

農林水産部長

全くそのとおりで、一担当に決して任せきりにすることなく、相互にチェックする。そして、お互いに誤りは誤りとして、きちんと報告できる雰囲気づくり、それを上司、私まできちんと上げてもらう相談しやすさ、そうしたところも含めて、もう一度、一から業務を見直すつもりで取り組んでいきたいと思っております。

佐々木雄太委員（分科員）

農林水産部内ではもちろん、全庁を挙げての再発防止の一助になってもらえるよう、是非、全庁で今回の事例を共有していただきたいと思いますが、その点についてよろしくお願いします。

農林水産部長

こうした事務ミスが発生した場合には、行政経営課に事務ミスの発生報告を行うこととなっており、それは全庁で共有される仕組みが出来上がっております。したがって、今回の事案はもちろん、その後の改善策も全庁に共有されることとなるため、県庁組織全体としても改めて認識をして、再発防止に取り組んでいきたいと考えております。

櫻田憂子委員（分科員）

説明と、いろいろな部長からの答弁を頂き、その点は全くそのとおりだと思っております。

１点だけ、非常に事務的な質問で、今の本質にはあまり関わらないかもしれませんが、工事契約後に交付申請を行ったのであれば、資料の⑪の行動の後に、⑥の交付申請を行ったと認識して間違いないですか。

水産漁港課長

委員御指摘のとおり、⑪工事契約の後に、③から⑧までの手続を行いました。

櫻田憂子委員（分科員）

あくまでも県がミスをした事実は変わりませんが、国にもチェック体制がないのかという単純な思いがあります。水産庁独自の手続は、あくまでも③、④、⑤であり、そうした意味では水産庁以外でも通常、⑥、⑦、⑧は予算配当依頼する以前に行われる流れです。水産庁であったからではなく、やはり基本的なところがすっかり落ちてしまっていると理解をしたところです。

先ほど佐々木委員が話したとおり、今、改めて全庁の課題であると思っています。部長の立場からは非常に厳しいところもあると思いますが、今後の県庁全体の仕組みをより良くしていくために、是非とも全体で改めての確認をしていただく、そして新しいマニュアルやチェックシートをしっかりと全庁に素早く生かしていただくことをお願いしたいと思います。

農林水産部長

先ほどの説明と重複しますが、事務ミスを報告するシステムが県庁内にあり、改善策についても、こうしたチェックシートによって再発防止できることを、農林水産部として総務部に報告する流れとなります。それを受けて、県庁全体にチェックシートがきちんと行き渡ることは、この後、総務部で検討することになろうかとは思いますが、そうした形で再

発防止につながる、こうした取組をしていくことをきちんと訴えて、再発防止の徹底を図ってまいりたいと考えております。

委員長（会長）

以上で、「漁港施設機能強化事業の補助金業務における事務手続きの誤り」に関する質疑を終了します。

ここで、説明者交代のため暫時休憩します。

午前１０時２３分　休憩

午前１０時２５分　再開

出席委員（分科員）

休憩前に同じ

説 明 者

農林水産部長	藤　村　幸司朗
農林水産部森林技監	永　井　壯　茂
農林水産部次長	飯　澤　主　貴
農林水産部次長	大　石　　勝
農林水産部次長	伊　藤　恒　徳
農林水産部参事（兼）林業木材産業課長	永　井　秀　樹
農林政策課長	小野寺　平　崇
農業経済課長	藤　原　浩　二
農業経済課販売戦略室長	窪　田　真　理
農山村振興課長	石　井　幸　樹
水田総合利用課長	坂　下　　豪
園芸振興課長	石　澤　浩　樹
畜産振興課長	藤　田　　歩
農地整備課長	小　倉　健一郎
水産漁港課長	三　浦　信　昭
森林資源造成課長	虻　川　寛　明
森林環境保全課長	小　野　　圭
森林環境保全課全国育樹祭推進室長	今　川　　順

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

休憩膳に引き続き、所管事項に関する審査を行います。

執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

農林政策課長

【提出資料「農林水産業及び農山漁村に関する年次報告について」により説明】

水産漁港課長

【提出資料「サーモン養殖の取組状況について」により説明】

森林環境保全課長

【提出資料「林内路網整備に関する年次報告について」により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明に関する質疑を行います。質疑は各課一括して行います。

櫻田憂子委員（分科員）

資料５ページ、エのあきたこまちのカドミウム汚染米の買取り数量が激減したことは、非常に喜ばしいことだと思います。まだ８８トンある――これは当然、あきたこまち以外の品種かと思いますが、まずは１点、あきたこまち以外で間違いがないか確認します。

たしか指定されている場所から出たものの買取りであると思っていますが、そうした産地に、品種の組替えなどを今後指導していくのか、あるいは今、しているのか、お伺いします。

水田総合利用課長

まず、買取りがあったものの品種は、あきたこまちＲ以外のものです。

続いて、今後の進め方ですが、これまではあきたこまちも含めて、昨年度は本格的に植付けが始まったあきたこまちＲも含めて検査の対象としておりましたが、今年の結果を見て、あきたこまちＲのカドミウムを吸収しない効果が明らかになったため、あきたこまちＲ以外の品種について、引き続き系統など、あるいは直接販売する方にも、しっかりと検査をしたうえで販売するよう指導を行っております。

また、今後の指導については、ほかの品種のＲ化を順次試験場で詰めております。普及できる段階になり次第、普及していきたいと考えております。

櫻田憂子委員（分科員）

ほかの品種のＲ化も当然、期待されると思いますが、現時点で、例えばあきたこまちＲ以外の何とかニシキなどを植えて、結果としてカドミウムが出たと思いますが、その地域に限って、可能であればあきたこまちＲに替えて、汚染米が出ないようにしたらどうかという指導はしているのか、あるいは指導していくのか質問します。

水田総合利用課長

作付品種を無理に替える指導ではなく、水管理をしっかりした上で、Ｒでない品種でもカドミウムが出ないように営農していただくための指導をしております。作付品種自体は、やはり個々の事業者の判断もあるため、カドミウムが出ない形で営農していただく、水管理などの指導をしっかりと行っていきたいと考えております。

櫻田憂子委員（分科員）

ちなみに７１％減少した効果として、金額はどの

ぐらいになりますか。

水田総合利用課長

今年の処理には３，８００万円程度掛かります。処理額は、過去５年を見ると、多くて１億円を超える年もあれば、９，０００万円や８，０００万円程度の年もあるため、大幅に軽減していると考えております。

川口一委員（分科員）

カドミウム汚染米の関連ですが、本県は昔から鉱山県であり、鉱山地域からカドミウム汚染が出たため、これまでも公害対策特別事業などにより大分改良してきましたが、この数字を見ても、これほど減少すると改めて認識したところです。これが一つの、秋田米をこれから全国に売り出す、また、秋田県産米は安全でおいしいとの方向づけをした数字ではないかと、改めて思いながら見ておりました。

あきたこまちＲだけでなく、今、課長が話したように、それ以外の品種でもかん水対策をきちんと行うなど、農家自らが営農対策をして、お米の安全性を保っていくことが大事だと思います。本日の年次報告を受けて、これからもっと頑張っていく点や、改良点もあろうかと思いますが、その辺りをもう一度話していただきたいと思います。

水田総合利用課長

委員おっしゃるとおり、この数字は、秋田米の安全性が非常に高いことを示すものです。海外に出しても、スムーズに輸出などに取り組むことができる、その厳しい基準を満たす数字であると考えているため、あきたこまちＲだけでなく、今後、様々な品種に導入を進めていきたいと考えております。

具体的な導入品種は、話すことができる段階になれば説明して、対外的に広報していきたいと思っておりますが、私どもも委員の問題意識と同じように考えているため、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

三浦茂人委員（分科員）

カドミウム汚染米ですが、８８トンの処理に３，８００万円ぐらい。それから過去の例を見れば１億円前後とのことで、それは汚染米を県が買い取った額だと思いますが、その後、焼却処分をします。その金額は、今の金額に入っていますか。買い取って、焼却する費用も全部、この金額に入っているのか確認します。

水田総合利用課長

より詳しく処理のプロセスを説明すると、処理は焼却ではなく、粉状にした上で建設資材、道路の資材などに使うこととしております。その結果、実負担額が３，８００万円になります。内訳としては、買取りや富山県の処理工場での加工などの費用に４，１００万円程度、その後、資材として売り渡す費用が３００万円程度で、差引き３，８００万円のイメージになります。

佐藤光子委員（分科員）

農山漁村の活性化に関してお聞きします。令和７年度の状況等、農村ＲＭＯの話は、２月議会のときにある程度、聞いていますが、そこから何か変化はあるのか。この春からさらに力を入れて取り組むとのことで、数を増やしていかなければならない状況にあると思いますが、その辺りの状況をお聞かせください。

農山村振興課長

農村ＲＭＯの支援ですが、昨年度も説明したとおり、今年度から支援チームを設置しております。支援チームの構成員は、県と市町村、そして中間支援組織です。中間支援組織は、先月末に企画提案協議を行い、にかほ市の株式会社ロンドに決定しております。このチーム編成により、各地域の支援を実施しているところです。大きく分けて３つあると思っております。１つが立ち上げ前の支援、２つ目が立ち上げ後の支援、３つ目が自立、自走に向けた支援となっており、各地域に入り込んで、先ほど申し上げた中間支援組織をフル活用して、伴走支援しております。

佐藤光子委員（分科員）

私たちもできる限り協力しながら、全県各地に広がっていくことを願っています。

今の話では、市町村からの協力も得ているとのことですが、全県２５市町村、全ての自治体でしっかり協力体制があるのか、また、今年可能性があるグループとして出てきているところはあるのか、お聞かせください。

農山村振興課長

具体的な市町村の協力体制ですが、会議等で先月各地域を回り、農村ＲＭＯに限らず、今年度の農村振興について、各振興局に情報提供しております。その際、市町村にも来ていただき、農村ＲＭＯについても説明しているため、協力体制は得られるものと考えております。

また、新しい計画では、年間３つずつ農村ＲＭＯを設立することを目標としておりますが、今のところ候補として５地域を想定しております。この５地域は、一般のＲＭＯから発展するタイプ、日本型直接払いの組織や協定から発展するタイプ、それから我々が実施している人材育成のＡＫＩＴＡ　ＲＩＳＥに参加している地域を発展させていくタイプ、この３パターンを考えております。具体的に申し上げると、湯沢市、北秋田市、大館市及び由利本荘市の４市５地域を想定しており、重点的に支援を進めていこうとしているところです。

櫻田憂子委員（分科員）

資料３ページの農業分野の増加は、非常にうれしい結果だと思います。金額が書かれていますが、これは生産量そのものの増加によるものか。価格帯も上がっていますが、どちらの影響が大きいものと判断していますか。

農林政策課長

産出額の算定に当たっては、量もそうですが、単価も当然、反映されている額となります。

櫻田憂子委員（分科員）

どちらが……

農林政策課長

生産量と単価で産出額が算定されています。

【「どちらの要因が大きいか」と呼ぶ者あり】

農林政策課長

例えば今回大きく伸びた要因としては、米の単価が相当上がったこと、産出額に与えた影響としては、そうした単価が上がったことが大きな要因だと捉えています。

櫻田憂子委員（分科員）

米はそうかと思っていましたが、野菜や果実等も、やはり単価の増加の影響が大きかったと見てよろしいですか。

農林政策課長

果樹、野菜も単価が高騰しているため、そのとおりです。

園芸振興課長

令和６年の野菜の産出額は、比較的高温年ではありましたが、生産量がほぼ計画どおりの出荷量となったことに加えて、他産地が結構、災害等による被害に遭ったことで、単価が非常に良かったこともあり、２つの要因で大きく伸びている状況です。

畜産振興課長

畜産は、４３８億円となっておりますが、養豚の伸びが大きいです。養豚は、二、三年前に規模拡大を図った経営体がありますが、それが今、本格稼働して、出荷量が伸びたところが大きい要因となっております。

櫻田憂子委員（分科員）

引き続き、資料４ページです。逆に農山漁村分野の中山間地等直接支払交付金の面積が減少したとのことで、やはり今、本当に深刻な状況だと思います。本来であれば去年の資料などと比較すれば良かったのですが、そこまでしておらず、前年比８７．９％の数値は、この何年間で大きい、もしくは収まっているなど、その傾向について、分かっている範囲でお願いします。

農山村振興課長

委員御指摘のとおり、今回、令和７年度の中山間の取組はかなり減っております。中山間地域直接払いは、５年ごとの計画を出して実施することになりますが、これまでも新しい期に入るときは、かなり落ち込む傾向にありました。その中でも、今回の落ち込みはかなり大きく出ております。以前は大体５％くらい落ち込んで、やはり必要であるとして、徐々に回復する傾向にありましたが、今回は１２％、１割くらいと、例年と比較して倍くらいに大きく減っております。

川口一委員（分科員）

このたび、秋田県の農業産出額は大幅にアップして、長年の課題であった２，０００億円を突破しました。今までは１，７００億円ぐらいで推移しており、農林水産部としても当面の目標は２，０００億円であるとの話を、これまでの委員会でも度々話されていましたが、背景を見れば、これまで県が講じてきた農業政策が、やはりいい方向に向いていたと思っていますが、令和６年、そして去年と、米価が高騰して、それが秋田県の農業産出額の増加に大きく貢献をしていると改めて見たところです。秋田県の水田が占める面積、歳出額を占める面積は５０％に達しているわけであり、その辺りは今後、どのようにして将来の秋田県の農政に生かしていくか、話していただきたいと思います。

農林水産部長

長年、「農業産出額２，０００億円を超えるぞ」という思いで、園芸や畜産の大規模生産団地の整備など、様々な施策を打ってきた結果として、まずは下支えをきちんとできていると思っております。そして、何といっても、やはり米の単価が良かった――６０キロ当たりの価格は、令和６年には１万８，３００円だったと思います。これまでの１万２，０００円台と比較して、かなり大きく伸びていることが大きな要因であると思っております。令和７年は、面積が９，０００ヘクタールほど増え、また単価も３万円近くになっていることから、さらに期待ができると思っております。

しかしながら、今の状況を見ると、やはり主食用米がだぶついて、在庫がかなり多くなった結果、農家の方々は「今年産の米価が幾らになるだろうか」という不安をお持ちになっています。このことを踏まえると、主食用米はしっかりと適正な量を生産しつつ、それ以外の、いわゆる輸出用米や加工用米、飼料用米などをいかにして生産していくか――秋田県の水田は非常に大きな武器であり、主食用米以外の米をしっかり作っていくことが、産出額にも影響してくる、大きな貢献を果たす部分と考えております。

したがって、これまでの園芸、畜産の分野に加えて、新たな米についてもしっかりと武器となるように、低コスト化や新たな販路開拓を図るなど、今、狙っていることを着実に進めて、さらに本県農業が

発展するように取り組んでいきたいと考えております。

川口一委員（分科員）

米は、田んぼの基盤がきちんとしている。そして、主食用米、加工用米、それから飼料用米――これまで飼料用米として作付けしていたものを、主食用米にすぐ転換できたことが大きい要素であると思っています。そして、公特事業や基盤整備事業なども着実に行った成果が表れたものであり、これからも２，０００億円台をキープする農業政策を講じていけばよろしいと思いますが、もう一度お願いします。

農林水産部長

農業産出額は、農家が生産したものの販売額を示す一つの目安であり、これが２，０００億円をようやく突破しましたが、これを一過性のもので終わらせてはならないと思います。投資意欲など、実際に様々な分野での好影響も見られているため、２，０００億円台は必ずキープしつつ、総合計画で掲げている２，６００億円台を目指して、頑張って取り組んでいきたいと考えております。

佐々木雄太委員（分科員）

林内路網の整備について、お伺いします。

説明にもありましたが、令和７年時点では、かなりいい率で来ていると思います。林道に関しては８０、９０％近い率ですし、作業道は１３０％となっており、県当局の御尽力もあって、こうした達成率になっていることは大変喜ばしいことです。林道にしろ、作業道にしろ、令和８年は今、走り出していますが、今後、数年間のスパンで、さらに需要があって伸ばしていく計画にありますか。

森林環境保全課長

林内路網の整備計画は、現段階では年間で林道と林業専用道を足したものを２２．４キロメートル、作業道を３００キロメートル開設する目標を立てており、それを令和５７年度まで頑張ることとしております。

佐々木雄太委員（分科員）

その目標値に対して、いい意味で早く進捗率となっていると認識していいですか。

森林環境保全課長

合計値はそうですが、残念ながら林道そのものは少し進捗率が低い状況です。

佐々木雄太委員（分科員）

林内路網整備から少し外れますが、技監にお聞きします。もちろん林道や作業道が整備されないと、なかなか森林の整備は進んでいかないため、これはすごく大事なことだと認識しています。一方で、以前、再造林率は結構好調であるため、再造林ばかり行うのではなく、現場の声を踏まえて、今度は間伐にも予算を向けてほしいとの要望がありました。今、林内路網整備は、達成率から見るとかなり好調です。森林林業の全体像として、林内路網を整備することはすごくありがたいし、いいことですが、林業全体の総枠の計画として、現在、秋田県はどのような立ち位置にあるのか。今後の計画も含めて、お伺いします。

農林水産部森林技監

やはり全体の戦略としては、切って使って植えて育てるという全体のバランスをいかにとって、循環型林業を回していくかが重要です。作業路網は増えている一方、林道だけで申し上げると、若干進捗が遅れています。８割、９割は非常に効率的な林道工事行われていると評価できる一方、やはりこれから需要、また素材生産量をさらに伸ばしていきたいと考えています。２０２９年には、約１７０万立米まで素材生産量を増やしていく目標を立てており、林業成長産業化の観点でいえば、しっかりと林道も入れて、また再造林も高めていく。そのためには、やはり使う観点での質を高めていかなければならないため、おっしゃるとおり、しっかりと間伐を進めていかなければなりません。よって、間伐もしっかり行う。また、そのための素材生産、そして再造林をしっかり進めていく。全体のバランスをとって取り組んでいくことが大事であり、どれか一方を進めればいいわけではなく、全部を並行して推し進めていく戦略で実施していきたいと思っています。

佐々木雄太委員（分科員）

秋田の森林のポテンシャルを最大限に生かして、森林技監の説明のとおり、そしてカーボンニュートラルの達成に向けて、秋田県は物すごくポテンシャルがあると思います。Ｊクレジットをはじめとする様々な森林にまつわる業務を総合的に、さらに前に進めていただきたいと思います。引き続きよろしくお願いします。

佐藤光子委員（分科員）

私も林内路網についてお聞きします。

令和７年度の年次報告で、順調に進んでいるとの説明を頂きましたが、全国的に災害の激甚化、毎年災害がある中で、本県においてもせっかく開設した林道や専用道、作業道も含めて、機能しなければ意味がないと思います。そうした意味でも現場からは時代に合った災害に強い道路、林道、作業道、専用道を造ってほしいとの話を頂いております。林道も専用道も全国一律の規格になっているのかもしれませんが、秋田県は豪雪地帯であり、そうした意味でも災害に強い道路、林道についてどのように考えているか、進めていこうとしているか、お聞かせください。

森林環境保全課長

委員御指摘のとおり、近年は全国的に大雨災害が

頻発しています。当県も、御承知のとおり４年連続激甚指定をとなっており、林道も大きな被害を受けております。このことについては、各振興局と連携を取り、どのようなことが原因で道路が壊れているか分析をしており、その方向性と対策を今年度内にまとめるため、昨年度から業務目標にも掲げて動いている状況です。目標としては、今年度、雨が降る前にとは思っていましたが、それは微妙なところで、年度末ではなく、今年のうちには造るように、今、鋭意努力しております。出来上がった際にはそれに基づいて、これから造る道路は雨に強い林道としていくほか、既にできている道路も、できる範囲で市町村がそれにのっとった対応をしていただくような指導を含めて、考えてまいりたいと思っております。

佐藤光子委員（分科員）

進めていただきたいと思います。県ではこうした工事を進めているとは思いますが、災害があった場合は対応するとしても、日頃からの様々なメンテナンスは各市町村単位で行っています。各市町村の職員体制や業務量によっては、なかなかそこまで手が行き届かず、使いたいときに使えない状況になるとの話も聞きます。メンテナンスは市町村の役割だとしても、せっかく造ったものであるため、県としてどのように関わっていくことができるか、お聞かせください。

森林環境保全課長

近年災害が続いており、市町村の職員数が足りないことは事実です。災害の報告が、なかなか上がってこない、上がってくるのに時間掛かることからも、それが顕著に表れています。これを踏まえて、今年の春先に振興局で、災害が起きたときには市町村へ助けに行く体制をとっております。２５市町村のうち、振興局の人的支援を必要としているところが２０市町村あります。災害時はそこに張りつける体制で、今後、挑んでまいります。

メンテナンスは、県職員も通常業務があるため、日々バックアップしていくと答えるのは、なかなか難しい状況です。しかし、検討できるとすれば、道路補修にも森林環境譲与税を使っているため、市町村の職員数が足りないようであれば、森林環境譲与税を使って委託等で行うこともできることを提案してまいりたいと思います。

委員長（会長）

ほかにありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

次に、事前通告があった事項のうち、「万全な家畜防疫体制の構築」について、質疑を行います。

川邉委員の発言を許可します。

川邉隼之介委員（分科員）

事前通告で２項目出したうち、まずは家畜防疫体制の議論をしたいと思います。

家畜保健衛生所の話と農業共済組合の家畜診療所の話の二本立てですが、まずは家畜保健衛生所の議論を始めます。今、我が県には北部、中央、南部の家保がありますが、特に北部の焼却炉の現状について、いろいろな声が出ております。まずはその現状をお伺いしますが、北部と南部家保それぞれについて、成牛１頭の処分に係る負担、個体差はいろいろあるとは思いますが、成牛１頭を解体して処分を終えるまで、何人がかりで大体何時間、あるいは何日掛かるのか教えてください。

畜産振興課長

北部家保に関しては、焼却炉の能力が１日２００キロとなっています。北部で解剖や解体を行うとすれば、５人で実施しております。解剖に２時間、解体に２時間掛かっています。そして、解体では焼却炉が２００キロの能力であるため、牛１頭大体６００キロあった場合、３分割して３クール掛かることになります。また、１クール当たり３日間掛かることになります。１日目に焼いて、２日目に炉を冷まして、３日目に灰や骨を出すことで、ワンクールあたり３日となります。よって、６００キロの牛を処理する場合、９日掛かる計算になります。

一方、南部家保は１日当たり６００キロ焼くことができる能力の焼却炉を保有しております。これに関しても、解剖、解体は４人で行っており、解剖には北部と同じく２時間くらい掛かります。その後、焼く前の処理は、北部では切り刻むのに２時間掛かりますが、南部は６００キロと比較的大きい焼却炉であり、１頭丸ごと入れることができるため、解体は要らない状況となっています。よって、１時間くらいで処理できます。そして、焼却はワンクールで、焼いて、冷まして、灰を出す作業で３日間、１頭の処分を３日間で終えることができます。

佐藤光子委員（分科員）

４月に北部家保を視察して、その様々な現状等を聞きましたが、焼却炉に関してお聞きします。耐用年数は７年と聞いていますが、北部は２８年、中央は２５年、そして南部は２２年、つまり老朽化が進んでいる状況だと思っています。先ほどの説明にあった数字を聞いても、相当苛酷なものだと思いますし、私が現場で聞いた話でも、３日間掛ける３クールで９日間、これが夏場だと想像するとすごく衛生的にも危ない状況であることは、皆さんも聞いて分かると思います。その中で、職員構成について、本県だけでなく全国的にも女性の獣医師が増えている状況だと思いますが、秋田県の家保はどのような状況かお聞かせください。

畜産振興課長

県内の家畜保健衛生所の女性職員の割合について、数字を持ち合わせておらず恐縮ですが、最近採用されている職員は、女性がかなり増えておりますし、高校生のうちから修学資金を使って大学に入る方、将来的に本県に来てくれる学生も、ある程度、把握していますが、それも女性が多い状況であることはつかんでおります。全国的にも女性獣医師がかなり増えておりますが、秋田県も同様の状況となっています。

佐藤光子委員（分科員）

現場の安全管理についても聞きたいのですが、先日福島の中央家保を視察しました。最新の大型焼却炉、８００キロ規模の焼却炉を使っていて、解体作業による血液被曝のリスクが完全に排除されており、職員の安全が徹底して守られている現場でした。女性獣医師が増えている中で、秋田県の家保の焼却炉は、血液や脂などで滑る苛酷な解剖室で巨大な牛を解体していく――焼却するために切り刻んで、解体して、焼却炉に入れて、また何日か掛けていく、危険と隣り合わせの環境です。今、言った職員数や構成を考慮した上で、労働安全衛生上、担当としてどのように考え、受け止めているのかお聞かせください。

畜産振興課長

委員おっしゃるとおり、切り刻んだり、それを炉に運んだりする際には、当然、家畜の血液や体液、脂などが出るため、やはり床が滑りやすくなります。また、鋭利な刃物を扱うため、それが自分の手を切ったり、家畜を切ることによって、体液が顔に掛かったりすることはかなりあると伺っております。今後そうしたことがないように、例えば南部家保は切り刻むことなく焼却炉に入れることができる状況であるため、北部においても、最低限、１頭を切り刻まなくても廃棄できる仕組みに変えていくことが必要であると考えております。労働的な安全を確保しないと、なかなか新しい獣医も秋田を目指して入ってくれないため、そうした面からも、環境を整えることが重要であると思っております。

佐藤光子委員（分科員）

今の答弁で、環境を整えていかなければならない、要は解体、切り刻まなくても焼却できるものと話がありましたが、今後の計画はどのような状況にあるのかお聞かせください。

畜産振興課長

北部家保の焼却炉は、先ほど来申し上げているように、２００キロの能力ですが、故障して、昨年８月から使っていない状況にあります。今年は修繕費の予算を獲得しており、修繕することとしております。修繕したとしても、部品がなかったりすることもあるため、延命措置と考えておりますが、今後、新たな能力なども見合った形の焼却炉の設置について検討を進めていきたいと考えております。

小野一彦委員（分科員）

私も北部家保を見ました。そして、福島にも行きました。まず、北部家保の焼却炉ですが、そもそも既存の建物のスペックに合わせて、解剖と不離一体であるべき焼却炉が２００キロということで造られた、後付けのものです。現状を見ると、繁殖の雌牛６００キロ、あるいは肥育牛だと８００キロなど、トラックで集荷してきたものをよいしょとみんなで引きずり出して、なおかつ炉には段差があります。皆さんがおっしゃるように、本来、一番の家保の使命は病理を解剖、解明をして、その病原体の家畜をそのまま焼却できるようにしなければならない。要するに切り刻む行為は、リスキーな部分がたくさんあります。そうした中で、焼却炉は設置から２７年、２８年たっていて、メーカーもなく、岩手県からレンガ職人が来て、それを修繕すると。その炉が使えないため、病理解体の依頼が来ても断らざるを得ない事態が発生しているとのことです。

後で川邉委員から、ほかの診療所との関係も含めて聞くと思いますが、やはり多頭化が進んで、若い人が多頭飼育に取り組む中で、病気が発生すると、一気に蔓延するリスクがあります。そうしたことから、今後の体制を考えれば、２００キロの能力の焼却炉を修繕するのは――これからの２家保体制からすると、先ほど議論された若い女性の活躍の場と併せて考えてみても、これからの未来投資としては、このまま放置しておけないと思いますが、どうですか。

畜産振興課長

委員おっしゃるとおり、今後は職場環境近代化と安全確保を併せた形の焼却施設が必要と考えます。焼却施設は、切り刻んで投げ込むことなく、ウインチなどを設置して、安全に、速やかに、病原菌も外に飛散しない形をとれる施設を目指していきたいと思います。

今、北部家保の焼却炉の話をしたところですが、北部、中央、南部にある家畜保健衛生所の再編ということで、中央と南部を統合した形の再編を考えています。北部家保は、そのまま活用していくことになりますが、焼却炉が厳しい状態であるため、そちらの設置を急いで、その後、統合した新しい基幹家保の設置、そうしたところを併せて計画的に実施していきたいと考えております。

佐藤光子委員（分科員）

福島の中央家保を視察して痛感したのは、成牛を丸ごと焼却する大きな炉が必要であるとの話を聞いたときに、決してそれがぜいたく品などではなく、秋田県にとっても、畜産業や食の安全を守っていく

上では、最低限の防衛インフラであると感じました。
今回、この話をして、秋田県の食の安全だけでなく、職員の環境や、畜産業をウイルスの脅威からスピード感を持って守っていくところも含めて、しっかりと取り組んでいかなければならない絶対的な課題であると思っています。部長はどう考えているか、決意も含めてお聞きしたいと思います。

農林水産部長

女性の数を数えてみましたが、北部で７割が女性です。中央３割、南部４割で、平均すると５割ぐらいが女性となっており、御指摘のとおり非常に女性の多い職場環境で、それだけの負担を強いている状況にあると認識しております。
そして、産出額の際にも話したとおり、大規模の畜産団地を整備しながら、肉用牛や養豚の多頭化を進めており、これまでの秋田県の家畜頭数と、家畜保健衛生所の処理炉の頭数の処理規模とが多分ミスマッチになっていると捉えております。そうした中で、都市化の進行も併せて――市内に家畜保健衛生所があって、そこで患畜の焼却をしなければならない課題も一方で抱えており、家保の再編を進めていくため、いろいろな方に御意見を頂きながら、その考え方を整理しているところです。高速道路を使った移動や患畜の処理なども含めて、今の体制のままでは獣医師の確保の面からも、間もなく成り立たなくなっていくという危機感を持っております。
今回の家保再編では、焼却炉の増強も現状に合わせて、本当にそれが適正な規模かというところも併せて、組立て直して考えていくほか、職員の労働環境の面でも、防疫の観点からも、本県畜産の将来に向かってしっかりとした体制が構築できる考え方でもって、再編を進めていきたいと考えております。そうした再編の姿を県庁内部はもちろん、外の方々に向けても、安全で安心なものを造っていくことに関しての理解を得られるよう、今後、進めていきたいと考えております。

川邉隼之介委員（分科員）

今、家保の話があったため、次の議題に移る前に触れますが、私も昔、家畜防疫を担当しており、宮崎の口蹄疫を見ていた人間ですが、発生すると物すごく財政が痛みます。焼却炉の整備には、相当なお金が掛かると思いますが、知事が以前話していた費用対効果を見ていくという面では、この家畜防疫体制、家保の体制が整っていないことで、患畜や疑似患畜が広がっていくと、とんでもなく財政が痛みます。目先の単年度予算だけではなく、我が県の財政を維持する意味でも、家畜防疫体制、家保の焼却炉をはじめとする体制は、非常に重要な案件だと思います。是非、皆様には徹底的にエビデンスを出しながら議論していただきたいと思います。
次に、農業共済の家畜診療所の話に移りたいと思います。まず、議論に入る前に、担当の皆様の認識を伺いますが、家畜診療所はあくまで農業共済の施設ではありますが、我が県における家畜防疫体制上、農業共済の家畜診療所はどのような位置づけにありますか。あくまで民間の施設であるとの位置づけですか。

畜産振興課長

初めに、家畜保健衛生所と家畜診療所の役割について整理します。家畜保健衛生所は行政機関として地域全体の家畜伝染病の予防、診断など、家畜衛生の向上を目的としております。診療は行いません。一方、家畜診療所は診療がメインであって、農家の経営を向上させることが目的となっていると考えております。家畜診療所が診療で農家に毎日出向くわけですが、そこで異変に気づいて家畜保健衛生所に連絡することにより、重大な伝染病が見つかることも多々あります。
このことから、秋田県の家畜衛生は、家畜保健衛生所では広域的な防疫と監視、家畜診療所では現場密着の獣医療サービス、これが車の両輪となって維持されております。地域の畜産農家が安心して経営に取り組めることにつながっていると考えます。

川邉隼之介委員（分科員）

車の両輪とのことですが、まさにそのとおりだと思います。他県の事例でも、鳥インフルエンザや豚熱の端緒は、診療所の医師が異常通報したことにあったなど、非常に重要な施設です。
一方で、家畜診療所の経営は非常に今、厳しくなっており、最新の数字、令和７年度の決算額は、多少改善したものの１，３００万円ほどの赤字で、累積の赤字が６，８００万円となっております。これでは診療所の経営が立ち行かなくなる恐れがあると思いますが、今年４月から農業共済の関係で診療点数の引上げが行われています。この引上げによって、診療所の経営状況にはどのような影響が起きるか、お教えください。
もう一つは、我が県ではまだ進んでいないかもしれませんが、他県の診療所では、遠隔診療の取組も進んでおります。この取組に対して、我が県の現状と皆様としての関わり方をお教えください。

農業経済課長

まず、診療点数の引上げによる経営への影響ですが、既に令和８年度の予算計画書が上がっておりますが、予算上は今回の１０％の点数の引上げによる収益増は見込んでおりません。単純に１０％増えるものではないようで、なかなか見込みが立てづらいため、予算上は１０％の引上げの効果は見込んでいないとのことです。ただ、実際に１０％上がる話ではあるため、恐らくマイナスの効果にはならず、と

んとんかプラスになると思います。

また、遠隔診療の関係ですが、農業共済でも試験的な実施はしたことがあるようです。しかし、人間だと看護師などが現場にいて、いろいろ処置等してくれますが、家畜の場合は医者が現場に行く必要があり、なかなか実際の効果が見えず、農家からの要望もあまりないため、今は少し立ち止まっている状況です。農業共済としては、診療ニーズと遠隔診療とで、現場において少しギャップがあるため、現時点で積極的に進める段階にはありません。技術の進歩等があって状況が変われば、また変わってくるものと捉えております。

川邉隼之介委員（分科員）

今、説明を頂いた点、必要なものは取り入れて進めていく姿勢が大事かと思います。大事なのは、診療点数が引き上がったため、まずは状況を見ましょうと、待っていられる状況かというところです。６，８００万円の赤字が突然黒字になるとも思えないため、これは本当に手後れになってからでは遅いと思います。診療所が立ち行かなくなって、もう駄目ですとなった場合には、車の両輪とありましたが、片方の車輪だけで走ることは不可能です。あくまで民間の農業共済の施設であることは前提にしながらも、我が県の家畜防疫体制を万全なものにするためには、県も本腰を入れて農業共済と連携しながら、家畜診療所をしっかりと維持していく、もしくは機能がしっかり維持される取組をしていくことが必要だと思います。

先ほどの質疑でもありましたが、家保の再編について有識者会議が行われているところです。部長に最後お伺いしますが、あくまで有識者会議は家保の再編がメインの議題だと思いますが、農業共済の家畜診療所も、将来的に我が県としてどうしていくのかという大きなロードマップから、例えば必要であれば家保の再編で診療所も、バイオセキュリティーのレベルが違うため、簡単ではないかもしれませんが、同じ建物に置くことも含めて、全体像で家畜保健衛生所の再編と家畜診療所の位置づけ、維持について、是非、議論していただきたいのですが、いかがですか。

農林水産部長

家畜防疫の観点で、同じ建物の中への設置は、かなり難しい面があると思います。しかしながら、問題意識として、確かに両輪のうちの片方がなくなると、本県の畜産そのものへの影響もかなり大きくなるし、診療体制が成り立たなくなった後の状況も想像に難くないわけで、そうした面では幅広く検討を進めながら、どのような在り方が農業共済としてもこれ以上赤字を増やさないで、黒字、もしくはとんとんできちんと回していけるかも含めて、検討していきたいと思います。

委員長（会長）

審査の途中ですが、ここで昼食のため休憩します。

再開は、午後１時３０分とします。

午前１１時４９分　休憩

午後１時２８分　　再開

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

まず、先ほどの万全な家畜防疫体制の構築について、関連の御質問ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

次に、事前通告があった事項のうち、「我が県における米政策の在り方」について、質疑を行います。

川邉委員の発言を許可します。

川邉隼之介委員（分科員）

２つ目の事前通告は、米政策についてです。午前中に部長からも少し答弁はありましたが、令和７年産米の現状と令和８年産米の見通しを踏まえて、今の自然体でいた場合に、米価はどうなると予測しているか、その点をお教えください。

水田総合利用課長

前提として、行政の立場で具体的な価格に言及することは難しいですが、世の中に出ている指標として、農林水産省等が出しているコスト指標で１俵２万５３５円とあります。しかし、農林水産省からは、これが最低保証ではないとの話もあるほか、現下の需給環境を見た場合に、全国の適正在庫量は１８０万から２００万トンとされている中で、来年６月には最大で２７０万トンを超える在庫量になるとの試算もあります。この在庫量は、過去に需給が大きく緩和して価格が非常に下がった令和３年や平成２６年をはるかに上回る在庫量であり、現場の事業者、そして我々も、価格の下落に対する危機感を非常に強く持っております。

川邉隼之介委員（分科員）

まさに需要と供給のバランスが、非常に需要が多くなっている状況で、先ほど説明のあった平成２６年について、私が計算すると、あきたこまちに関していえば、６０キロ当たりの単価は、生産コストが上回る状況であったと記憶しています。そうなると、生産が続けられない状況になるため、あくまで需要に応じた生産ではありつつも、本県の大事な米産業が倒れないよう、これから出来秋までにいろいろと対策をとっていくことが必要と感じています。

その際、現時点で、現場の需要に応じた生産を実

現していくために、県庁やＪＡの中央会、全農では、連携して推進に取り組んでいるのか、その状況についてお伺いします。

水田総合利用課長

ＪＡの組合長会議や地域再生協の会議、総会や担当者会議など、いろいろなレイヤーの会議があります。関係者が集まる場を捉えて、今の大幅に緩和している需給状況と、非主食用米の推進も含めて、売り先の確保について、今年で６回呼びかけております。

また、方針作成者に対しても、今の米需給状況、そして確実に売り先確保してくださいという話を、６月１８日現在で全９１方針作成者のうち、８割程度に声掛けをしております。残りも、６月中には全部回って、しっかりと確実な売り先を確保すべく働きかけてまいりたいと考えております。

川邉隼之介委員（分科員）

今の答弁から、県庁の皆様がかなり中央会や全農と連携して、推進を掛けている現状を非常に理解できました。

今、現場をいろいろと回っている中で、推進の結果として、主食用米から、例えば先ほど答弁のあった需要が伸びている非主食用米に切り替えた事例など、県内で、需要に応じた生産に産地がしっかり取り組んでいる事例はありますか。

水田総合利用課長

県内で主食用米以外の需要を捉えて生産しているケースでは、酒米を生産者とＪＡなどが直接取引を行うケースもありますし、加工用米でも、ＪＡが直接実需者に販売しているケース、また、輸出も、自ら単協や個別事業者で、実需者とつながりを持って販路開拓を進めている事例があると承知しております。特に直近で私が耳にしたのは、個別の単協ではありますが、３０トン程度の輸出用米の販路を開拓したとの情報も入手しております。

川邉隼之介委員（分科員）

輸出の事例で３０トンの新しい需要をつかまえた事例の紹介がありました。こうした取組、本県のいい米がどんどん世界にも売れていく意味で、需要をつかまえるいい取組だと思います。引き続き、現場に推進していく中で、皆様にもこうした取組が増えるように尽力いただきたいと思います。

その推進に当たっては、主食用米の価格が比較的に高いため、ほかの用途から主食用米に切り替えるためには、一定のインセンティブが必要になると思います。６月以降、これからまた現場に入るとのことですが、切替えをする際、産地、生産者へのインセンティブとして、何らかの措置は検討していますか。

水田総合利用課長

現在、推進に使っているツールとしては、国で措置している水田活用総合直接支払交付金をてこに行っております。その中の産地交付金は、当初配分したものに加えて、新市場開拓用米の複数年契約など、地域の取組に応じた追加配分などもして、さらに財源がある場合に――まだ発動が決まっているわけではありませんが、特別支援として各都道府県ないし地域における魅力ある産地の拡大、発展に向けた取組に対する支援が行われることがあると農林水産省からアナウンスがあったため、この活用もしっかりと検討してきたいと考えております。

繰り返しになりますが、今年、この特別支援が発動するかは、まだ明確な状況ではありませんが、発動となった際には、例えば非主食用米の輸出などは、引き続き需要があるとの話もあるため、産地に対してスムーズにアプローチできるよう、関係団体、全農などと議論を進めております。

川邉隼之介委員（分科員）

どうなるか分からない前提ではありますが、国が何らかの対策や措置をとるのであれば、使えるものはどんどん使って、本県の米生産がしっかりと守られるように、そして伸ばすところは伸ばせる環境を作っていただきたいと思います。

同時に、現場の方々からよく言われるのは、令和９年度からの水田活用の見直しの関係です。まだ議論中ではありますが、その見直しに合わせて、今度は反収を増やした取組に対して支援が手厚くなると議論されています。過去を少し調べると、反収を上げるための取組につながるかと思いますが、令和４年度の国の事業を活用して、秋田県内で土壌分析の取組が行われていたと承知しています。その取組の実施状況と、その結果、令和９年産に限らないですが、生産性や反収の向上に、どの程度、生かされているかお答えください。

水田総合利用課長

令和４年度の事業の趣旨ですが、肥料価格が大幅に高騰したタイミングであり、その中で適正施肥を進めるために、土壌中の養分分析を行う装置を各振興局と農業試験場、果樹試験場に導入をしております。普及指導員が活用することで、多くの農家の施肥低減に向けた県の指導体制の整備を図る目的のほか、もう一つ、大規模農家や園芸農家などが肥料低減するに当たって、土壌分析をＪＡ通じて民間検査機関に依頼します。その際の負担の一部を補助しており、２つの支援を行いました。

特に前者の普及指導員を通じた県内各地での土壌分析ですが、令和４年度から令和７年度までで、約８００弱の生産者、９００余りのポイントで調査を行っております。また、ＪＡ等を通じて民間検査に土壌分析を依頼した県の費用負担は、５４５点の土

壌分析の支援を行っております。このような全県的な取組で、普及指導員が分析結果に基づき、施肥の設計や指導を行える環境が整ったほか、可変施肥の田植機やブロードキャスターの導入にもつながっていると認識しております。

川邉隼之介委員（分科員）

皆さんが過去の取組をしっかり生かして、今の生産現場に入っていることが理解できました。

需要に応じた生産は、国や行政が決めるものではなく、あくまで産地の皆さんがしっかりとそれを見極めて、進めていくことが大前提ではありますが、今の状況を見ていると、それに任せて本当に米価が乱高下すると、今、せっかく本県の農業産出額が上がってきている中で、それをくじくような、良くない結果になると思います。

米が非常に重要な産業である中で、まずは令和８年産の厳しい状況をどうクリアするかという点では、既に県庁の皆様が中央会や全農、産地の方々と一緒になって取り組んでいることが、今回の質疑で明らかになりました。同時に、私は現場の方々と話をしていて、毎年度こうした需給動向に合わせて右往左往することは、主産県である秋田として正しいのかと感じます。主食用米が比較的価格が高い状態が総体的に続く中では、非主食用米に回ると作り負けが出てしまいます。そうした状況を生まないように、現場でしっかり需要に応じた生産が進むように、例えば、県内の一部ＪＡでは、共計制度の在り方をしっかり見直して、主食用米と非主食用米を作る農家に差がないように、需要に応じた生産の取組を進めていると承知しています。秋田版の米政策、毎年どうしようと言わないような、足腰を鍛える秋田版の戦略を持って、この後、臨むべきと思いますが、いかがですか。

水田総合利用課長

委員御指摘のとおり、米産県の秋田として、主食用米はもちろん、海外市場や業務用など、多様なニーズがあります。その中で、秋田米の販路をしっかりとつかまえること、そしてニーズにしっかりと応えていく生産体制をとることが必要です。

その実現に向けて、令和９年度産からの取組になりますが、全国的な需給動向に左右されず、しっかりと自分たちのニーズをつかまえた上で、秋田は自分たちの米を売れる分だけ作るという発想の下、まずは米の生産ベースを変えることに取り組んでいきたいと思います。具体的には、各方針作成者、ＪＡや米卸など、実際に売る方が幾ら売るかを基に、生産の見通しを示すことなどを考えております。本当に売れる分だけ作る、自分たちがつかまえたニーズをしっかりと把握して、そのニーズに応えるために作るという考えをしております。

委員から言及のあった共計制度の在り方は、各ＪＡが独自の経営判断の下、検討するものであると考えておりますが、県としても、ＪＡをはじめとする方針作成者の皆様に、自らの経営判断で、応えるべき需要をしっかりと見詰め直してもらう点は、問題意識として共通していると思います。市場ニーズに応えられる集荷販売形態を整備することは、我々としても非常に重要だと考えておりますし、そのためにお役立てできることがあれば、しっかりと連携しながら対応していきたいと考えております。

川邉隼之介委員（分科員）

需要をしっかりとつかまえていくことが、これから生き残る戦略として最も重要になると思います。需要をつかまえられれば、全体需要に合わせて減産する必要はなく、伸びている部分であればどんどん増産することができます。それは知事も話していたため、令和８年産の取組がこれから先の秋田版の米政策につながるように、しっかりと戦略を持って進めていただきたいです。部長から一言、心意気を伺います。

農林水産部長

需要に応じた生産について、よく生産の目安を示して推進していますが、私どもはその目安をまずしっかりと、今、説明のあったように、需要をつかまえた積み上げとして、まずは目安を積んでいきます。それ以外に、主食用米以外を増やしてくため、きちんとした需要をつかまえていく。まずは輸出用米や加工用米、それから付加価値を付けて豚肉を生産していることもあり、飼料用米も当然、考えていかなければならないと思っております。

また、一般質問でも答弁しましたが、くくりとしては主食用米に入りますが、酒造好適米も、複数年契約でしっかりと契約栽培をしていくことが重要であると考えております。そうした意味では、やはり秋田県の最大の武器である米をしっかりと作れるように需要を確保して取り組んで、その先の産出額の増加や生産者の手取り額の増加につなげていきたいと考えております。

委員長（会長）

一連の質疑に関連する質問はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

次に、同じく事前通告があった事項のうち、「汚泥から生産されている肥料の現状」について、質疑を行います。

櫻田委員の発言を許可します。

櫻田憂子委員（分科員）

今、汚泥からコンポスト化した肥料を県南の処理施設で作っていると把握しています。それから、民間の上野台でも作って使われていると認識しており

ます。一般質問でもありましたが、下水道マネジメント推進課からは、中央地区で今後造る処理施設でも、国の方針もあり、コンポスト化した肥料を準備していく方向性であると伺っております。

一方で、農家の方々は、重金属を含む課題があり、抵抗感があるとの話もあります。下水道マネジメント推進課からは、５０年使っても影響がない程度の量であるとの話を伺っており、その辺りの折り合いと、普及の課題があると思っておりますが、現状の農家の反応や、県南などで上野台のコンポストを使っての反応など、つかんでいるものがあればお伺いします。

水田総合利用課長

上野台堆肥生産協同組合が下水汚泥を元にアキポストという商品を作っており、実際に県内で５３９トン、稲作や大根などの野菜に幅広く使われていると承知しております。アキポストを使った方の反応としては、稲作、水稲、いぶりがっこ用の大根やサトイモなど、いろいろな野菜を使った中でも、非常に効果がいいとの話も聞いております。また、費用的にも非常に効果が高いとの声もあります。

また、県南地区広域汚泥資源化施設のものですが、まだ一般的に使われている、商品化されているものではなく、肥料は登録をしないと使えませんが、昨年１０月に登録して、今、無料配付をしていると承知しております。現況は、県でも農業試験場で水稲を使った栽培試験をして、先ほども申し上げましたが、肥料価格が高騰している中で、コストの低減という意味で、下水汚泥は非常に大きな選択肢となるため、その辺りの栽培試験を行っているところです。反応としては、使っている農家からはおおむね好評であり、特段、不安な声は出ていないと承知しております。

櫻田憂子委員（分科員）

上野台の工場長から紹介していただき、使っている農家から少しお話を聞きました。私が一番印象的であったのは、農業を始めた若い方、多分研修を受けて続けている方だと思いますが、一緒に受けた仲間は、大体３年目ぐらいで１回挫折をするとのことでした。挫折の理由は、やはり連作障害、特に野菜関係は連作障害が出たりして、そこを１回乗り切らないと、なかなか次に進めず、やめていく仲間を見ているが、そのときにアキポストに出会って、連作障害が起きない状況で乗り越えたとの話をしていました。

恐らく、まだまだ未開発の部分もあると思いますし、量的にも、上野台に入れられる汚泥の量が決まっているため、増産することもできない状況で、県南の施設できたり、中央地区でも進んでいたりすることに期待があります。これは本当にこれからの話だと思いますが、安価で、恐らく化学肥料ではない位置づけのもので合っていますか。そうしたものを利用して、より品質の良い作物を作っていくことについて、県としての方向性はありますか。

水田総合利用課長

下水汚泥を使った肥料ですが、全く化学的なものを使っていないわけではなく、凝集剤を使っており、普通肥料の扱いとなります。ただ、化学肥料と織り交ぜながら使用することで、経営面でのコスト低減効果はあると思っており、非常に可能性のあるツールと捉えています。先ほど申し上げたように、県南の広域汚泥資源化施設では、農業試験場で栽培試験なども行っており、その結果を普及できる段階になれば普及していきたいと考えております。資材価格の高騰は、ここ数年恒常化しているため、そうした中で一つの選択肢、生産者の皆様がとりやすい選択肢として示すことができる環境を整えていきたいと思っております。

櫻田憂子委員（分科員）

最初の話に戻りますが、重金属の問題は、県ではどのように捉えているか、併せて、それに対する拒否反応などの感覚を持っている農家に有効な説明はあるのか、また、そうした説明を今後行っていくのか、お伺いします。

水田総合利用課長

重金属に関しては、しっかり試験を経た上で商品化されている、肥料登録制度の認証を得ているものであるため、県としては問題ないと認識しております。

県として、特に下水汚泥を生産者の皆様にプッシュしていく点については、先ほど申し上げた内容と重複しますが、やはり経営面でいろいろなコストを下げるに当たっての１つの選択肢としてお示しできるようにしていきたいと思います。その際に、全く使ったことがなければ、重金属などに対しての先入観から不安になる方もいることが想定されます。コスト面では使いたいものの、手を付けづらい農家がいる場合は丁寧に説明するほか、興味のある方に対しては、偏見を持たず、すぐに使えるよう情報提供などはしっかりしていきたいと考えております。

農林水産部長

過去に、使い方がよく分からない中で、堆肥と同じように１０アール当たり１トンなどの数量でコンポストからの肥料を投入して、その際に亜鉛が蓄積したことがありました。これは非常に良くない事例ですが、その圃場は亜鉛が蓄積して、生育障害なども起きたことから、それを追跡して調査した経過が過去にあります。そうした反省の下に、現在は重金属として危険なヒ素やカドミウム、水銀などが入っていないものを、きちんと検査して基準をクリアし

たものをコンポストの肥料として流通させる考えが基本にあります。今回、試験場ではその使い方、１０アール１トンではなく、３０キロや６０キロなど、通常の肥料あるいは有機資材、土壌改良資材としての使い方など、様々な目的があるようですが、そうした使い方を間違えないように、しっかりと試験をして、残留の状況も確認しつつ、農家の皆様に普及を進めていくものです。そうした面では、県としても安心して使っていただける体制をきちんと確保した上で、推進していきたいと考えております。

委員長（会長）

これに関連する御質問ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

次に、その他の所管事項及びその他に事前通告があった事項について、質疑を行います。

地域固有の課題として事前通告があったものについて質疑を行います。

櫻田憂子委員（分科員）

横手平鹿地域で、先週、ひょうが降ったことにより、リンゴと花、お盆に使う菊などにひょう被害が生じている実態があることについて、我が会派で話をしていました。リンゴなどの写真を見ましたが、既に実に傷が付いており、このまま成長しても売り物にならない状況になっています。今、県がつかんでいる被害の範囲や、今後、被害の大きさにもよるかもしれませんが、何らかの対策があるものか、お伺いしたいと思います。

園芸振興課長

６月１２日金曜日の午後１時から３時に掛けて、横手市の増田地区、十文字地区及び平鹿地区で降ひょうがあり、特に増田地区の在城、金麓周辺に被害が集中している状況です。

品目ごとの被害状況ですが、果樹はリンゴとモモで、ひょうによる果実への打撲痕が主であり、枝や幹への損傷はほとんど見られていない状況です。花は、露地栽培のシンテッポウユリや小菊について、葉やつぼみの裂傷、茎が折れるなどの被害が発生しております。野菜は、施設ホウレンソウの被害です。ハウス栽培ですが、今の時期は両サイドを開けっ放しで栽培しており、ハウスのサイドからひょうが入って、一部でホウレンソウの裂傷が発生しているほか、また、露地キュウリは定植直後であり、株が被害を受けております。

今のところの被害面積の速報数値ですが、リンゴは９７ヘクタールほどとなっており、横手市全体で１６％ぐらいの被害面積となっております。モモは１１ヘクタールほどの被害があり、横手市で２６％ほどの被害状況となっております。被害額は速報数値になりますが、リンゴとモモを合わせて１億９，０００万円ぐらいになる見込みです。

また、花は、横手市でシンテッポウユリが１ヘクタールほど栽培されていますが、その９割が被害に遭っています。小菊は、３０アールほどの被害面積となっており、横手市全体からすると２％程度と局所的な被害となっております。今のところの速報値ですが、花は両方合わせて１，６００万円程度の被害額となっております。

それから、野菜は、ホウレンソウとキュウリで、それぞれ１０アールずつの被害面積となっており、少額ではありますが、１００万円程度の被害額となっております。

トータルすると、今のところ２億円ぐらいの被害となりますが、今後詳細が明らかになれば変わっていくものと認識しております。

今後の対応については、セーフティーネットの加入率を見ると、花農家では、シンテッポウユリは収入保険に１００％加入しているため、問題ないと思っています。小菊も加入率が７割近く、６７％と加入率が高いため、問題ないと認識しております。また、ホウレンソウとキュウリは、被害額が少額であることに加え、収入保険に４割程度、加入している状況であり、加入率は高いため、今のところ特に問題ないと認識はしております。

櫻田憂子委員（分科員）

収入保険に入っているとのことで、まずは良かったと思います。被害があったことは残念ではありますが、打撲痕だけで枝等に被害がなかったことは、今後のことを考えると、雪害を見ているため、そうしたものと比較したときには、まずは少し安心しました。しかし、農家からすると、この金額は決して少ない額ではないため、今後の調査で、新たな進展があったら教えていただきたいと思います。

委員長（会長）

これに関連する質問ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

事前通告以外の質問はありませんか。

佐藤光子委員（分科員）

私も今冬の雪害の話をお聞きします。大雪で被害を受けた果樹やハウスに対して、迅速に対応してくれた点では、現場や振興局サイドにすごく感謝しております。振興局からも様々な話は聞いていますが、どのような進捗状況にあるのか、把握している範囲で教えていただきたいです。

水田総合利用課長

今回の雪害で被害を受けた農林水産関係の被害状況は、全体で１７．７億円です。２月補正で雪害対策の措置をしており、現在、事業の申込みの件数は各月ごとに把握しておりますが、ハウスは９１件あ

ります。申込みがあった方以外にも、既に復旧された方もいると聞いております。これまでは春作業などで事務の余裕がなかった可能性もあり得るため、今後はそうした方についても、しっかりと振興局を通じて、申請に向けてしっかりとフォローしていきたいと思っています。また、復旧はこれからの方についても、しっかりと現場の状況をつかみながら、サポートしてまいりたいと思っております。

佐藤光子委員（分科員）

ハウス等の話を聞きましたが、大館の梨農家の話をお聞きします。現場サイドでもアンケートや座談会を通して丁寧に聞き取りしていると思いますが、現時点で農家をやめる方が出てきているか、お聞きします。

園芸振興課長

大館市の中山地区では、ニホンナシを中心に果樹棚の損壊や樹体の損傷など、非常に大きな被害が出ており、北秋田地域振興局の農業振興普及課で、今年度から４年間の復旧計画をスタートさせ、中山地区の被害復興に向けて、今、支援を行っております。４月に、生産者４７名に対してアンケートを実施しており、途中経過で２６戸ほど、回収率で５５％ではありますが、今のところ、回答者のうち７割が営農継続と回答している一方、３割弱からは未定との回答もあります。未定の方については、今後の支援内容によっては離農することもあり得るため、農業振興普及課で座談会を月１回程度、開催しております。その中で、今後の対応等について、地域全体となって引き続き支援を行って、できるだけ営農を継続していただく形で支援を行っていきたいと考えております。

佐藤光子委員（分科員）

振興局の農業振興普及課がしっかり対応していることも聞いており、チームを組んでしっかり対応している力強さも感じています。私たちが委員会で視察に行ったとき、意欲のある若手農家もいて、すごく心強いと思って見ているため、そうした方々が心折れずにしっかり続けていけるよう、前向きにさらに頑張れる体制づくりを、振興局だけでなく、農林水産部一体となってしっかり支えていただきたいと思います。

川邉隼之介委員（分科員）

新規就農と人材育成の関係で質問します。

今、自衛官が退職した後で就農する事例が他県でも出ており、秋田市内の農家にもインターンでいらして、やはり自衛官は物すごくしっかり仕事をする、国防に携わっていることもありますが、非常にいい方だったとの感想を法人の方から聞いたことがあります。

まずは、今、秋田において、自衛官が退職した後で就農する事例が実際にあるのか、それから地域協力本部の援護部局と農林水産部で、例えば退職自衛官の就農に向けて取り組んでいることなど、連携状況を教えてください。

農林政策課長

退職自衛官の就農は、本県の新規就農者を確保していく上で、非常に有力な、貴重な人材だと考えております。自衛隊援護部局との連携については、令和６年度から自衛隊が主催する企業セミナーに農林水産部の担当者も参加して説明しており、求人や求職者情報を随時、援護部局と共有するなど、今も情報交換をしている状況です。

就農につながった実績等として、詳細の人数は把握しておりませんが、先ほど委員から御指摘のあったとおり、昨年は農業法人へのインターンシップがあったほか、大曲では就農したとの情報も聞いています。今年度も自衛隊から求職の照会があり、現在、就農に向けて数名が就職活動中であると伺っております。

川邉隼之介委員（分科員）

インターンで就農に向けて取り組んでいる方がいるとのことで、非常にいい話であるため、この動きを是非、２倍、３倍に増やしていただきたいと思います。

地域協力本部にいろいろと話を伺う機会があり、聞いてみると、どこの法人にアプローチをしたらいいか分からないこと、それから自衛隊は仕事をしながら本当にいろいろな資格を取るのですが、例えばどのような資格が就農する際に有利になるか、もしくはあるといいものか――仕事で資格を取るプログラムがあり、そうしたものを示してもらえれば、よりインターンが進むのではないかとの意見がありました。受入れが可能な法人のリストや、どのような資格が農林水産業で求められているかなど、まとまった情報を定期的に提供する体制を構築するのはいかがですか。

農林政策課長

昨年度、秋田市の法人のうち数者になりますが、インターンを受入れできそうな農業法人の情報を相手方に提供しました。今年度も県内の農業法人に対して、求人票の提出をお願いしているところです。

なお、退職自衛官の就農について、昨年度、県内の集落型農業法人への雇用ニーズ調査を行ったところ、退職自衛官の求人に興味がある法人数が８０者ほどありました。今後、こうした法人に対して、求人票の提出を働きかけていきたいと思っています。

それから、自衛官は大型特殊機械など、いろいろな免許を持っているほか、体力も十分にあるため、農業法人からのニーズは高い状況です。こうした取組は令和６年度から始めていますが、自衛隊の援護

課とは今後も引き続き連携をとりながら、県内新規就農者の人材確保につなげてまいりたいと考えています。

川邉隼之介委員（分科員）

非常に前向きな情報を頂きました。まさに自衛官の評判を聞く限り、普通の仕事もそうですが、退職した後、就農の現場でも非常に活躍し得る人材だと思います。今、答弁を頂いたとおり、大体のやり取りはできていると思いますが、それを一歩踏み込んで、先ほど８０者ほどは関心があるとの話ですが、例えば令和８年度、令和９年度――毎年度大体５０人ぐらい自衛官は退職しているため、数値目標は難しいかもしれませんが、必ず毎年２人や３人は就農に結びつけることができるよう、この連携を随時ではなく、定期的に連絡を取るよう、協議会ではないかもしれませんが、体制を構築して、秋田型の農業防衛隊という名称がいいかは分かりませんが、それを進めていくべきだと思いますが、答弁をいただきたいと思います。

農林政策課長

自衛官の就農事例を積み上げて、法人からすると、そうした免許等も持っている方は即戦力となる人材だと思います。法人の協議会などの場で事例を紹介しながら、県内新規就農者の人材確保につなげていきたいと考えています。

川邉隼之介委員（分科員）

続いて、人材育成の観点で、県立大学との連携について１つだけ伺います。

今、県立大のアグリイノベーション教育研究センターでは、いろいろと新しい取組を進めています。その中には、担い手を育成する機関として、県立大の役割を強めていきたいといった議論が行われていると聞いたことがあります。当初予算でも、米ぢからプラットフォーム形成事業でマッチングを戦略的に進めていくことにより、既に連携しているほか、フロンティア育成事業のインターンなどがあります。県立大が、県立大の良さを秋田のために還元したいとのことで、今、担い手の育成に力を入れるため、米ぢからプラットフォームやフロンティアの受皿として、例えば県立大に協力してもらうなど、連携を進めていくことはいかがですか。

農林政策課長

委員御指摘のとおり、これまでも県立大学とは、農業経営や就農等に関して、専門家やアドバイザーとして参画していただいております。また、このたび立ち上げたプラットフォームにも、県立大のアドバイザーから入っていただいております。また、農業経営ビジネス塾も運営しているほか、大学に設置しているスマート農業指導者育成プログラムにおけるスマート農業指導士の普及指導員への認定など、これまで様々な面で連携して取り組んでおり、引き続き、県立大とはきちんと連携しながら取り組んでまいりたいと考えています。

川邉隼之介委員（分科員）

是非、進めていただきたいと思います。

なかなか難しいところは、県立大は運営費交付金で事業を行っている性質上、新しい取組で施設整備をすることなどが、現状では非常に難しいと聞いています。県立大の所管はほかの部局になりますが、農林水産部が今、連携をしている面からいえば、例えば農林水産省関係の高度化事業や、県立大をうまく巻き込める事業は、かなり精通していると思います。是非、県立大が新しい取組をしっかり行うために必要な投資を、担当部局と連携して、しっかりと予算を、例えば必要なものを取りに行ける連携体制を作って、進めていただきたいと思います。

農林政策課長

農林水産省が所管している事業で、農業教育高度化事業などの支援事業はありますが、これは農業大学校や農業高校が対象となっており、研究機関である県立大学は事業の対象となっておりません。大学での直接の導入は、なかなか難しいと考えておりますが、農業高校と県立大学が連携して行う有益な取組などについて、引き続き教育庁と連携を図りながら考えてまいります。

川邉隼之介委員（分科員）

次に、森林環境譲与税の関係で幾つか質問したいと思います。

この税に関しては、各自治体が持っていて、非常に有益な取組に使えるのですが、自治体によって活用に差があることは、議連のほか、いろいろな勉強会でもよく出ている意見です。議論に差し当たって、各自治体の森林環境譲与税の積み上がり状況について、令和６年度は県内市町村を全部積み上げると１２．４億円ほどが基金として残っていると伺っておりますが、令和７年度は減る方向か、上がる方向か、情報があれば教えてください。

森林資源造成課長

令和７年度の市町村の執行額ですが、令和６年度よりも多く執行する見込みですが、執行額以上に税収の上振れ等により譲与額が増え、令和７年度は令和６年度の１２．４億円を上回る見込みです。

川邉隼之介委員（分科員）

同時に執行も非常に進んでいる意味では、額が上がることが悪いわけではありませんが、やはり１２．４億円以上に、使えるものが積み上がっている状況では、本県にとって、よりプラスに使える余地があると思っています。

こうした積み上がりの解消に向けて、県はもちろん、国や林野庁は、一体どのような方針で自治体に

働きかけをしている現状にありますか。

森林資源造成課長

林野庁では、効果的かつ積極的な活用を進めるよう、県及び市町村に対して、５月から全国１００市町村を訪問し、直接働きかけを行っております。本県では、国からの譲与額が多い、もしくは積み上がりが多い４市において直接説明を受けております。県でも、４月から県内８地域振興局に、市町村をはじめ森林組合や林業経営体、県を構成員とする森林経営管理制度推進プロジェクトチームを設置しています。譲与税を活用して、実施可能な取組事例の周知をはじめ、市町村との課題共有、対策の検討、県内及び全国の取組事例の情報共有を行っています。こうしたことで、譲与税の効果的かつ積極的な活用を働きかけてまいりたいと考えております。

川邉隼之介委員（分科員）

答弁にあった、林野庁が実際に来て説明した県内の４自治体は、どちらになりますか。

森林資源造成課長

大館市、秋田市、由利本荘市及び仙北市です。

川邉隼之介委員（分科員）

説明会を実施したところのほか、県が情報発信をしていく中で、自治体で積み上がってしまう現状、積極的に執行ができない要因として、例えばどのようなものがあると考えていますか。

森林資源造成課長

本来の森林経営計画制度の趣旨は、所有者が手入れできない森林を市町村に委託して、森林整備を進めることです。これについて、意向調査等までは進んでいるものの、なかなか森林整備に移っていけない現状もあり、執行が１００％とは言いませんが、届いていないものと思っております。

川邉隼之介委員（分科員）

今、説明のあった内容は、森林環境譲与税が始まったときに、こういうものに使えますと指導があったものかと思いますが、同時に、譲与税はそうした用途以外にも使えるようになっている――前からそうだったかもしれませんが、昔の情報ではなく、最新の情報を是非、自治体に、こうした用途にも使えるということを伝え、気づきを与えていただきたいと思います。

譲与税の関係で、他県を見ると、この前、岩手に行きましたが、木を使った遊び場が出来上がっていました。町なかには、あまり子供はいませんが、そこにはすごく子供が集まっており、大人もその周りで食事をするなど、非常にプラスの効果が出ていて、やはり岩手県産材を積極的に使う取組によるものでした。これは何を利用した取組かと聞いたら、森林環境譲与税を利用しているとのことでした。本県は、杉の人工林ナンバーワンであり、日本全体でも木のイメージが非常に強い県ですが、個人的には、他県に少し先に進まれている印象があります。森林環境譲与税は、そうした木育にも使えると聞いているため、それぞれの自治体に対して、何とか使ってくださいと働きかけることに併せて、本県として、林業や木材の利用、秋田のブランドを高めるためにどう持っていくかという大きな戦略を、是非、示していただき、各自治体が少しでも譲与税を使って、共同歩調をとってもらうような大きな体制、木材利用促進体制を作っていくべきだと思いますが、技監に考えを伺います。

農林水産部森林技監

森林環境譲与税について、先ほどの課長答弁に補足します。

令和７年は、１４億円ほどの基金が積み立てられる見込みとなりますが、秋田県全体に今、どれほどの譲与税があるかといえば、１６億円あります。そのうち１割にあたる、１．６億円が県に入り、森林、林業の関係の取組に使用しております。市町村分は１４億５，０００万円となります。つまり、大体年間に市町村へ配分される譲与額と同等の額が今、積み上がっている状況です。かつ、毎年の譲与に対する実施率は、令和６年度で８８％となっております。令和７年度の見込みでは、９２％使われております。つまり、毎年、譲与額はかなり有効に活用されているほうだと言えます。全国の活用率は、令和６年度で約８３％となっているところ、先ほど申し上げたように、秋田県は８８％であり、全国平均よりもより多く活用されています。その中で、要は何十億円も積み立てられているわけではありませんが、市町村としては、やはり１年間分の猶予は持っておきたいとの考えもあり、何となく毎年の剰余分程度が平均的に積み立てられている状況になっております。

ただ、委員おっしゃるとおり、譲与税は森林整備、担い手の育成、または木材利用に活用できるため、そこはしっかり、これまで市町村に対して、森林整備を中心にいろいろアドバイスをしてきましたが、木材利用、木育の観点も含めてアドバイス等をしていきたいと思います。

なお、必ずしも木育の関係が全く使われていないわけではありません。例えば大館市では、譲与税を活用し、新生児、乳幼児に対して木製玩具を配付しております。また、由利本荘市は、誕生祝い品として木製のおもちゃなどを配付するなど、木育の観点でも、森林環境譲与税はしっかりと使われております。

戦略の面では、委員おっしゃるとおり、やはり木育、木に触れる、または森の環境に親しむことは、将来の林業、森林に携わる人、担い手の育成にもつながります。当然、森林整備も重要ですが、木育に

ついてもバランスをとって、しっかりと県全体の戦略をもって、市町村にもアドバイスをしていきたいと思います。

川邉隼之介委員（分科員）

近代化資金法が改正され、まだ施行は先ですが、制度金融の近代化資金が非常に使いやすくなると聞いております。これから農業産出額を令和７年度、令和８年度も伸ばしていく上で、制度金融は非常に重要だと思います。今回の近代化資金の改正が、本県の農林水産業に与える正の効果、または今回、借入れの上限額が上がることが予想されていますが、これによって、どのような前向きな取組が現場で増える見込みであるか、教えてください。

農業経済課長

先に需要の見込みからお答えします。

現在の近代化資金の需要ですが、毎年融資枠を設けており、今年は３６．４億円、ここ３年ぐらいは３５億円超となっております。それに対して、貸付実績は大体２０億円から２２億円、２７億円となっており、７５％程度の率で貸付けをしております。これは、平成１０年辺りから比べて、それ以降でいくと相当高い需要になっております。よって、現在、そもそも資金の需要は相当ある、特に農機具等を中心に投資が進んでおります。

そうした中で、今回は、大規模な投資を促進するような改正がなされているとのことですが、需要について金融機関などから聞き取りを行ったところ、今、直ちに大規模な需要が創出される状況にはないとのことでした。

ただ、今回の制度改正の趣旨としては、全国的に農業経営の規模が拡大していく、スマート農業が進む、事業が多角化、複合化することで年々、どんどん資金の需要が増えていくことで、２０３０年には全国で１兆円以上の資金需要が生まれ、１，０００億円ぐらい足りなくなるため、今回の改正に至ったと伺っております。こうした経営の大規模化、スマート化の傾向は、本県も例外ではなく、中長期的に見れば、需要はさらに上がっていくものと捉えております。

こうした制度改正の効果ですが、大規模な投資のための資金供給の選択肢が増えることから、投資が促進される点で喜ばしいことだと考えております。先ほど申し上げましたが、中長期的な効果がある、地域農業を牽引する大規模な経営体の育成が進む効果が将来的に生まれると考えております。

川口一委員（分科員）

７月１６日に再造林推進大会があります。これまでも全国連絡会議等で秋田県の森林、林業、林産業、いろいろな要望、陳情を行ってまいりました。その中で、今日議論した森林環境税、路網整備等のいろいろな事業が展開されていますが、櫻田委員が先般、林野庁の長官が来るのではないかとの話をしていました。まだ公表されていないと思いますが、林野庁長官に来ていただき、森林大学校の生徒に対して、特別講演をお願いしたいという話を毎年しており、何年か前にも、本郷長官が来て講演をしていただきました。令和８年度は７月に実施されるとの話を伺っていますが、詳細について、技監から話をいただければ大変ありがたいと思います。

農林水産部森林技監

再造林大会、そして林野庁長官の話ですが、７月１６日に再造林大会、関係団体を集めて、再造林しっかり取り組んでいくための会合を開きたいと考えております。これに先立ち、今年４月には、川口議員をはじめ林活議員連盟に所属する議員の後押しをいただき、再造林促進条例が施行されました。これをはずみにして、しっかりと森林関係団体、また、それ以外の方々の御支援もいただきながら、再造林をさらに高めていく取組を進めていきたいと思います。

関連して、先日、林野庁長官が是非、東北、秋田の取組を視察したいとの話がありました。以前から川口議員、石田議員、そして林活議員連盟に所する議員から、是非、長官が来る際には講演を開催して、林財政を含めて関係団体の方々に森林、林業がどうあるべきかを語ってもらってはどうかとの要望を頂いておりました。７月１７日に、林野庁長官が秋田に視察に来ることで、今、調整しております。もしも調整が付けば、委員おっしゃるとおり、森林、林業、木材産業のあるべき姿などについて、林野庁長官に講演していただく方向で対応したいと思います。

川口一委員（分科員）

よろしくお願いします。

委員長（会長）

ほかにありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、農林水産部関係の所管事項に関する質疑を終了します。

ここで、委員の皆様に申し上げます。

今定例会から議会改革の一環として、事前通告制が導入されたところですが、皆様の御協力により、本制度の活用により、県民のこれからのためにつながる議論が深められたと思いますので、委員の皆様におかれましては、審査の充実に向け、御活用いただきますようお願いいたします。

それでは、本日はこれをもって散会し、７月２日木曜日、予算特別委員会終了後に委員会を開き、付託案件について討論・採決を行います。

散会します。

午後２時３８分　散　会

令和８年７月２日（木曜日）

本日の会議案件

１　議案第１４４号

令和８年度林道事業に要する経費の一部負担の変更について

（討論・採決）（原案を可とするべきもの）

２　請願第２９号

「あきたこまち」と「あきたこまちR」の明確な分別表記および消費者の選択権確保について

（討論・採決）（採択すべきでないもの）

３　所管事項調査の継続　（継続決定）

本日の出席状況

出席委員

委員長	小野一彦
副委員長	三浦茂人
委員	川口一
委員	佐々木雄太
委員	川邉隼之介
委員	櫻田憂子
委員	佐藤光子

書記

議会事務局議事調査課	佐藤文也
議会事務局議事調査課	堀越道十
農林水産部農林政策課	齊藤覚郎

会 議 の 概 要

午後１時３３分　開議

出席委員

委員長	小野一彦
副委員長	三浦茂人
委員	川口一
委員	佐々木雄太
委員	川邉隼之介
委員	櫻田憂子
委員	佐藤光子

説明者

農林水産部長	藤村幸司朗
農林水産部森林技監	永井壯茂
農林水産部次長	飯澤主貴
農林水産部次長	伊藤恒徳
農林水産部次長	大石勝
農林水産部参事（兼）林業木材産業課長	永井秀樹
農林政策課長	小野寺平崇

委員長

ただいまから、本日の委員会を開きます。

初めに、各委員からの発言通告がありませんので、付託案件に関する質疑は終局したものと認めます。

付託案件について、討論・採決を行います。

議案第１４４号を議題とします。

討論を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

討論は、ないものと認めます。

採決します。

議案第１４４号は、原案のとおり可決すべきものと決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。

よって、議案第１４４号は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、請願の取扱いについて決定します。

請願第２９号「『あきたこまち』と『あきたこまちR』の明確な分別表記および消費者の選択権確保について」を議題とします。

本請願の取扱いは、どのようにしますか。

【「不採択」と呼ぶ者あり】

委員長

意見の相違が見られませんので、直ちに挙手により決定します。

請願第２９号は、採択すべきものと決定することに賛成の方、挙手願います。

【賛成者なし】

委員長

賛成者なしであります。

よって、請願第２９号は、採択すべきでないものと決定されました。

次に、所管事項の調査継続についてお諮りします。

所管事項について、閉会中においても調査を継続することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。

よって、所管事項については、閉会中においても調査を継続することに決定されました。

この旨議長に申し出ることとします。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査は、すべて終了しました。

本日の委員会を終了します。

閉会します。

午後１時３５分　閉会